昭和50年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

政策資料

No.113 《復刊7号》
1975年12月1日

特集 －反インフレ・反不況・生活防衛－ 10.27総行動

●各省庁別要求書…… 4
●生活要求斗争委各県本部取くみ概要……16
●各自治体における意見書・決議の状況……17

資料

△雇用及び失業対策緊急措置法案…… 23
△地方交付税法の一部改正案…… 28
△「国民税制調査会」からの提言
—〈財政危機打開と財政改革〉の提案— 30
△地方交付税及び地方債特例法案の審議と党の態度 ……34

日本社会党政策審議会

特集

一九七五・一〇・二七

反インフレ・反不況、予算・制度要求
十・二七中央総行動

日本社会党生活要求闘争本部

反インフレ、反不況、生活防衛のための統一要求書

現在、国民生活はインフレによる生活の切り下げと不況による雇用の悪化により危機的状態を迎えている。しかも今日の事態は抜本的制度改革をともなった政策に転換しないかぎり解決できないことも明らかである。

われわれは、当面、国民生活防衛の立場から、緊急につぎの諸対策を講ずることを政府に要求する。

一、インフレ抑制、公共料金の凍結、独占禁止法の改正強化

① 酒、たばこ、郵便料金等の値上げを凍結するとともに、政府の許認可にかかる公共料金の決定機構を民主化し、料金体系を国民生活最低保障（ナショナル・ミニマム）確保のための体系に改めること。

② 独占禁止法の改正強化など関連法を整備し、独占価格、管理価格の規制、値上げに際しての原価公表の制度化等、大企業の社会的責任をあきらかにし運営の民主化をはかること。

③ 歳入欠陥の補塡は不急不要の歳出を削減し、あわせて大企業優遇税制廃止、土地含み資産再評価益課税等の措置によりおこない、インフレを抑制すること。

二、雇用不安の解消、最低賃金制の実施等

① 雇用保障法を制定する等雇用不安解消の措置をとること。

失業者にたいしては失業保険の給付期間を延長し、再就職までの生活保障の措置を講ずること。

② 全国全産業一律最低賃金制を実施し、低賃金を一掃すること。

③ 全労働者の労働基本権を確立し公務員、公企体労働者のスト権を認めること。

三、公害の追放、環境の保全

① 五十一年排ガス規制を強化する等「クルマ公害」追放の措置を強めること。

② 六価クロム被害、公害の防止、補償の万全を期すとともに、他の有害物質・化合物についても生産使用・廃棄にともなう被害・公害の防除に最大限の措置を講ずること。

③ 原子力発電は基礎実験研究によって安全性が確立されるまで稼動および建設をストップすること。

④ リジン等食品添加物については「疑わしきは使用せず」の原則にたって措置すること。

⑤ 合成洗剤は廃止をめざし粉石鹸中心の製造、使用に転換していくよう措置すること。

⑥ その他、大気、水質の汚染、騒音、振動等各種公害や巨大開発を規制し、住みよい環境をつくるため必要な措置を講じること。

四、暮らせる年金のための制度改革等

① 年金を所得保障の制度として確立すること。とくに遅れた部分を引き上げること。

② 老令福祉年金を月四万円、夫婦六万四千円とし他の福祉年金もこれにみあって引き上げること。国民年金（拠出制）の「十年年金」を月四万二千五百円に引き上げること。

③ 厚生年金の老令年金を月十万円（本人九万円、配偶者一万円）、遺族年金、障害年金も改定。各種

共済年金もこの水準を下まわらないようにすること。

④　年金額は賃金上昇に完全スライドすること。

⑤　積立方式を賦課方式にあらためるとともに、年金資金は被保険者代表が主体となり福祉優先で民主的に運用する。被用者年金の保険料負担割合は現行の労使折半を三対七に変更すること。

⑥　生活保護基準を引き上げ最低生活保障を確立すること。

五、よい医療のための制度改革

①　国・地方自治体の責任で国公立病院中心に医療供給体制を整備し救急、休日、夜間診療体制の確立へき地医療の充実をはかること。公的病院のベッド規制を廃止すること。

②　差額徴収など保険外負担の廃止をめざし、病院建設費、運営費にたいする国庫補助と相まって、当面、国公立病院中心に差額ベッド料、附添料を廃止すること。

③　救急、へき地医療のような「不採算医療」には、公的医療機関と私的医療機関とを問わず必要な公費助成をおこなうこと。

④　老人無料医療、長期慢性疾患、難病等は公費負担医療として保険のワク外とすること。

⑤　退職者医療については任意継続の期間を延長するとともに保険料負担を軽減すること。

⑥　社会保険診療報酬体系は、すみやかに技術と労働を尊重したものに改正し、開業医師の所得保障、雇用された医療専従者の人件費保障の確立をはかるとともに、「売薬医療」の弊害をなくすとともに病院、診療所の機能分化を促進すること。

⑦　健康保険の被用者保険料率の引き上げに反対し、保険料負担割合は労使折半を三対七に変更すること。

⑧　難病患者の医療、生活の保障をはかるとともに医療法確定のための研究体制を強化すること。

⑨　原爆被爆者の各種手当を引き上げること。民間戦災犠牲者の援護を拡充すること。

六、保育所の整備充実、障害者対策の推進等

①　保育所最低基準を改正し、措置費を引き上げるとともに、地方自治体の超過負担を解消し、施設を整備拡充すること。

②　保育所をはじめ社会福祉施設の職員を大巾にふやし、労働基準法を厳守しうる労働条件を保障する措置を講じること。

③　障害者の医療費を無料化すること。

④　障害児者、老人などの隔離収容方針を抜本的に改めるとともに、授産所、福祉工場などを整備拡充すること。「盲人福祉工場」をつくるとともに、視覚障害者の職域確保の措置を講じること。

⑤　地方自治体ごとの障害者まちづくりを積極的に推進し必要な助成をおこなうこと。

⑥　ＩＬＯ一〇二号条約批准にともなう国内法の改正整備をおこない妊婦、出産にかかる費用の個人負担をなくすこと。

七、住みよい住宅、国民の交通の確保

①　公共賃貸住宅への財政投資を強化し三ＬＤＫ、四ＤＫを中心として公共賃貸住宅を大量に建設すること。

②　地方自治体のおこなう公営住宅建設にたいする国の補助を実勢単価に即しておこない、超過負担をなくすこと。住宅に附帯する関連公共施設についても国庫の補助をおこなうこと。

③　民間賃貸住宅の家賃負担について収入の一〇％以上の分にたいする家賃補助の措置を講じること。

④　住宅金融公庫資金の貸し付け条件の改善をはかる一方、民間金融機関の個人住宅ローンの拡充をはかる。

⑤　勤労者住宅協会、住宅生協など勤務者組織による住宅建設活動にたいし大巾に公的資金を導入すること。

⑥　国民の交通を守るため、赤字不採算を理由とした鉄道、バスの路線の休廃止には厳しい制限をおこなうこと。とくに地域住民の反対する路線の休廃止、駅の無人化、手小荷取扱い中止については原則として認めないこと。

⑦　公共交通を確保するため、地域住民や労働者の意思を基礎にバス企業の公的一元化を進めそのため必要な財政措置を講じること。

⑧　都市交通を利用者本位に改善するため、運賃プール制や相互乗入れ等の輸送の調整について検討しその実施に努めること。

⑨　交通事故、公害から住民生活を守り、公共輸送機関の機能を確保するため、自動車の総量規制を含む抜本的な交通規制をおこなうとともに歩車道の完全分離や歩道橋の拡充など施設の整備改善に努めること、また、新幹線沿線住民の生活を守るため環境基準を強化するとともに自動車の排気ガス規制についてもさらにその強化に努めること。

八、教育の民主化と負担の軽減

①　国公私立学校の格差を是正するとともに、高校の新増設をおこな

うこと。とくに人口急増地帯の高校建設費に対し用地費を含め国の補助を行うこと。

② 奨学金制度を拡充し、教育の機会均等をすすめること。

③ 私学助成費を拡大し、私立大学の入学金の払い戻し制度を設けること。

④ 受験地獄解消のための抜本的制度改革に着手すること。とくに大学はいずれの大学を問わず講座取得単位数によって卒業資格を得るものとし、特定大学の学歴が生涯についてまわることのないよう制度の改革をおこなうこと。

九、農業の再建、中小零細企業の保護育成等

① 食管制度を強化拡大し、農畜産物価格の保障制度を確立すること。

② 飼料、裏作生産振興のための基盤整備事業を積極的にすすめること。

③ 農業用生産資材の安定供給体制を確立すること。

④ 農用地における宅地なみ課税は中止すること。

⑤ 水産物価格保障制度を確立すること。

⑥ 水銀、PCBショック、「石油ショック」対策として緊急融資された漁家の固定負債は一時棚上げし、新たに低利、長期の融資をおこなうこと。

⑦ 中小企業関係予算を大幅に増やすこと。

⑧ 中小企業庁を省に昇格させるとともに、中小企業の事業分野へ大企業が進出することを規制する法律の実現、国や自治体、公共事業の官公需の発注を中小企業に拡大すること。中小企業の自主的協業化、共同化に対する国や自治体の援助を増やすなど中小企業政策を根本的に刷新すること。

⑨ 国の中小企業金融機関の貸出資金量の増大、貸出金利の引下げ、貸付条件の改善をはかるとともに無担保、無保証融資の貸付限度を五百万円に拡大し、信用保証協会の保証枠の拡大をはかること。

⑩ 個人事業税の撤廃をめざして、個人事業主の報酬を地方税にも適用する。災害の場合の減免措置、生活費には課税しない、附加価値税の創設はおこなわないなどの措置をとること。

十、中央・地方財制政度の改革と財政構造の転換

① 大企業優遇の税制度を改め、財源対策を強化するため、党のかねてからの主張に基づき、法人に軽度の超過累進税率の採用、銀行の貸倒引当金など各種準備金、引当金、特別償却など租税特別措置の改廃をはかる。また、交際費課税を強化し、法人の外形標準課税を強化すること。

② 大企業の土地の含み資産に対し再評価益課税をおこない、財源を確保するとともに、その一部を赤字国債の償還財源に充当すること。

③ 個人の高額所得者、資産取得者に対する税の優遇措置を廃止し、土地譲渡所得、利子、配当など総合課税の体系を整備し、徴税確保のための制度的改善をはかる。また高額資産保有者に対する富裕税を新設すること。

④ 地方交付税の減収については、国の責任で全額補てんすることとし、そのため資金運用部から特別会計で借入れ、元利償還は国で年次的に償還する。あわせて交付税制度の改革をはかり、交付税率の引上げ、第二交付税の創設をはかること。

⑤ 法人二税の減収については財源対策の起債を認めるとともに、その償還については地方交付税で措置すること。

⑥ 地方公務員の給与財源を保障しとくに自然増収でまかなってきた七千億円にのぼる定員外職員の給与財源を確保すること。

⑦ 地方自治体の公営住宅、学校、福祉施設およびその他の単独事業財源の拡充をはかること。

⑧ 交通、上下水道、病院等の地方公営企業については、経営主義による独立採算性を廃止し、国の責任を明確にした財政措置の強化で住民の足を守り、水資源の確保、病院経営の安定をはかること。

⑨ 産業廃棄物の処理については、処理行政の一体化をすすめ規制を強化するとともに、廃棄物の発生をできるだけ減らし、再利用できる資源を活用し、最終処分地を確保する等の総合的な対策をおこなうこと。

⑩ 沖縄問題について

インフレ、不況に加え、海洋博によって沖縄経済は、極度に悪化し県民生活は悪化している。したがって、①海洋博以後の沖縄経済振興について抜本策を講ずること。②本土以上に深刻な離職者について雇用基金の創設なで雇用対策を強化すること。③医療・福祉の水準の向上を早急にはかること。④軍用地の地籍確定について国の責任において特別立法を行うこと。

一九五〇年一〇月二十七日

日本社会党

内閣総理大臣

三木武夫　殿

経済企画庁に対する要求書

いま、国民生活は政府の大企業優遇の政治によって生じたインフレ・物価高・不況によって危機的状況にある。企業倒産・失業者は激増し、雇用不安は増々強まっている。

政府は、国民がかかる状況において極めて不安な生活を強いられているにも係らず、酒（税）、たばこ、郵便料金の値上げ三法案を強引に成立させさらに国鉄・私鉄運賃、電信・電話料金、消費者米価、授業料等、国民生活に関連の深い公共料金を相次いで値上げしようとしている。また、三兆四千八百億円という大量の赤字国債の発行によってさらにインフレを激化させ国民の犠牲によって大企業の利潤の維持、増大をはかろうとしている。政府はこのような大企業優先の経済運営を根本的に改め、真に国民生活優先の経済政策を実施するとともに、現在のインフレ・物価上昇、経済不況から、国民生活を守るため、以下の政策を直ちに実行するよう強く要求する。

一、酒（税）、たばこ、郵便料金の値上げ三法案を撤回し、国が関与するすべての公共料金の値上げを中止すること。

二、灯油、国鉄・私鉄運賃、消費者米価、塩、授業料など国民生活に不可欠な生活関連物資、サービスの値上げを止めること。

三、先国会、与野党一致で衆議院を通過した、「独禁法改正案」を直ちに今国会に再提出し、独占価格の抑制を図ること。

四、政府は来年三月九・九％の物価上昇率実現を政策目標としているが、物価の「上昇率」を下げるのではなく、現実の物価それ自体を引下げるよう努めること。

五、三兆四千八百億円という膨大な赤字国債の発行を直ちに中止し、「狂乱インフレ」の再来を防止すること。

六、物価に関する各種審議会の構成を民主化し、労働団体、婦人団体、農漁民団体、消費者団体、生協等の委員を増員すること。

七、国会議決を要する公共料金についてはこの決定方法を変更しないこと。

大蔵省に対する要求書

一、五十年度補正予算

① 歳入欠陥対策として、経費の全面的洗い直しを行い、不要不急の歳出を削減すること。

② 個人消費拡大のため、社会保障費の増額、年度内減税を断行すること。

③ 酒、たばこの増税をやめ、減価償却資産の耐用年数の延長などによる増税対策を講じること。

④ 五十年度地方交付税の減収については、元利ともに国が負担すること。

⑤ 五十年度地方税の減収については、国がその償還財源を確保すること。

⑥ 公共事業の地方負担分については超過負担を発生させないこと。

二、五十一年度予算編成

① 来年度予算編成は国民生活優先福祉充実を基本とすること。

② 社会保障関係費を増大し、生活関連公共投資を重点とすること。

③ 一般会計、財政投融資計画をふくめ、地方財政の充実強化をはかること。

④ 少くとも、当初予算においては赤字国債の発行を行わないこと。

⑤ 不公正、不平等な税財政の改革を断行すること。

三、税制改革

（所得税）

① 五十一年度所得税減税は低所得層中心の税額控除方式によって実施すること。

② 勤労者所得税は源泉徴収と確定申告のいずれかを選択出来る制度にすること。また勤労者の経費の実額控除制を設けること。

③ 利子、配当所得課税に対する特別措置を廃止し、総合課税とすること。また、医師等の特別措置については不公正を是正すること。

④ 高額所得者（課税所得一千万円以上）に対して、給与所得控除の頭打ち制度を設けるとともに付加税を課すなど課税を強化すること。

⑤ 所得税の補完税として富裕税を新設すること。

（法人税）

① 法人税率に累進税率を導入し、平均税率を四二％以上に引上げること。但し中小法人については軽減税率（二八％）を適用すること。

② 法人の受取配当は全額益金に算入すること。また、配当軽課税率は廃止すること。

③ 交際費課税、寄附金課税を強化すること。

④ 貸倒引当金は縮少すること。とくに金融機関については貸倒れ損失の実態に見合うよう大幅に引下げること。

⑤ 価格変動準備金、公害防止準備

金をはじめ大企業優遇の各種特別措置等の全面的洗い直しを行い、その改廃につとめること。

⑥　土地の含み益資産を再評価し、評価益に対して課税すること。

⑦　会社臨時特別税は延長すること。

（間接税）

①　砂糖消費税率の引下げ、生活必需物資の物品税の免税点を引上げるなど低所得層重点に間接税の負担を軽減すること。

②　付加価値税の導入は行なわないこと。

四、地方財政危機対策

①　地方交付税率は現行三二％を三五％に引上げるとともに第二交付税を創設すること。

五②　所得税、法人税等の地方移譲をはかり、国・自治体の財源割合を五対五にすること。

③　租税特別措置による減収の地方へのハネ返りを遮断すること。

五、公共料金

①　酒、たばこの税率の引上げは、逆進的負担を高めるとともに公共料金のいっせい値上げの引金になり、物価再騰を引き起こすので、両値上げ法案は撤回すること。

②　公共料金の値上げを抑えるため財政支出を高めること。

六、労働者福祉

①　年金給付は退職時の六〇％の水準を確保するよう改善につとめること。

②　各種共済年金の改定にあたっては、既得権を侵害しないこと。

③　生協法を改正し、生協の内部留保について農協なみの課税扱いとする等生協の育成強化をはかること。

④　生協法を改正し、地域制限を緩和し、共済生協の共済掛金および共済金の最高限度額を認可事項から除外する等の措置を講じること。

⑤　住宅金融公庫の個人融資枠を大幅に拡大すること。民間住宅ローンに対しても特別措置を行うこと。あわせて、勤住協、住宅生協の事業資金について、政府資金の融資について特段の配慮をするなど、住宅金融政策の抜本的改善をはかること。

⑥　労金法改正により労働金庫の活動条件を改善すること。

⑦　財投資金、年金積立金を労働者福祉事業にまわし労金、労働者住宅、生協などの育成強化をはかること。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

大蔵大臣　大平正芳　殿

自治省に対する要求書

自民党政府の不況とインフレ政策によって地方財政は、地方交付税、地方税の大幅減収に加え、国民の生活防衛のための財政需要の増大に迫られ、今や量的にも質的にも戦後最大の危機に直面している。

しかもこの地方財政危機は、自民党政府の人件費抑制、高福祉負担政策など「低成長」を名とする住民と自治体職員に対する異常なまでの犠牲の強要によって地方自治体そのものの危機となっている。自治省事務次官通達はもとより補正予算における地方財政対策さらに公共料金の引き上げと給与抑制のための度重なる行政統制など自民党政府の自治体攻撃は、まさに地方自治を有名無実化するものである。

われわれは、このような自民党政府の一切の地方自治攻撃を直ちに中止するよう要求するとともに、高度成長の破綻した今日、地方財政の充実こそ不況とインフレを打開する主要な手段であるとの立場から昭和五十年度緊急措置及び来年度予算における抜本的改革措置を左記のように講ずることを強く要求する。

記

一、地方財政に対する緊急措置

イ、一兆一千億円の地方交付税の減収については、利子のみならず元金についても国が負担すること。

ロ、一兆円の地方税の減収については、全額資金運用部資金で充当しその償還財源を保障すること。また起債の許可に当って人件費抑制等自治体の行政運営について不当な介入は一切行わないこと。

ハ、公共事業の追加地方負担分について特段の措置を講ずるとともに超過負担を一切発生させないこと。

ニ、過重な節約の強要と人格法に基づく既措置分の流用をやめ給与改定財源を法障すること、とくに定員外職員の給与財源を保障すること。

ホ、地方交付税の配分に当っては、法の趣旨に沿って民主的に配分し国と自治体の財政秩序を乱す一切の特例措置は行なわないこと。

ヘ、地方公営企業に対する財政措置を強化すること。

ト、直轄事業の地方負担については今年度は繰りのべるとともに来年度以降廃止すること。

二、地方財政制度の抜本的改革のための措置

地方財政危機を打開し、住民福祉の向上と地方自治の基盤をはかるため、①地方自主財源の拡充、②大企業の社会的負担の強化、③地方交付税の増額と民主的配分、④国庫補助制度の民主化、⑤地方財政安定基金制度の創設、⑥経営主義的地方財政の転換、⑦財政自主権の保障、の七大改革の目標に沿って次のような措置を講ずべきである。

イ、地方交付税制度の改革

①五十年度より税率を三五%に引き上げるとともに、民生費及び単独事業費の充実と不交付団体の財源充実をはかるため国税三税の八%をもって第二交付税の創設をはかること。

②都区の合算の特例を廃止すること。また特交税率を四%に引き下げること。

③補正の乱用をやめ自治体の財政需要の実態に沿って民主的に配分すること。

ロ、地方税制度の改革

①所得税、法人税等の地方移譲をはかり、国・自治体の財源割合を五対五とすること。

②事業所税の強化をはかるため、課税標準の適正化をはかるとともに当面人口三〇万以上の都市にまで課税団体を拡大し、交付税の基準財政収入への算入をやめること。

③法人事業税については、付加価値標準ないし外形標準課税を採用大企業の税負担の強化をはかること。

④租税特別措置の地方へのはね返りを遮断するとともに地方税による非課税規定を廃止すること。

⑤個人住民税の減税を行い、県民税の累進税率の採用をはかるとともに均等割りは廃止すること。

⑥固定資産税、都市計画税については小規模居宅用資産及び零細営業用資産については課税の軽減をはかること、また五一年度評価替えについては、工業、住宅、商業地の評価の適正化をはかり居住用資産に対する基礎控除の導入をはかること。

⑦農地の宅地並み課税は廃止すること。

⑧道路目的財源の自治体に対する配分割合を高めること。

ハ、国庫補助制度の改革、超過負担の解消

①国庫補助は実額精算とするとともに事業別補助制度をやめ一括補助とすること。

②超過負担調査会を設け、既往の超過負担に対する補てんを行うこと。

ニ、地方債制度の改革

①地方税、地方交付税の伸び悩みによる財源不足について安易な地方債依存をやめること。

②許可制度の廃止をはかるため当面、国、自治体等の代表による地方債委員会を設け民主化すること。

ホ、地方公営企業等の改革

①地方公営企業については資本的投資に対する国庫補助制度の導入など国の責任を強化し、独算制を撤廃すること。

②地下鉄補助を三分の四とするとともに現行分割補助年限を短縮すること。

③企業債の長期、低利化をはかること。

右、強く要求する。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

自治大臣

福田一殿

厚生省に対する要求書

一、年金

①福祉年金を本来の所得保障として位置づけ、老令福祉年金を一人月四万円にするのをはじめとして障害福祉年金、母子福祉年金、老令特別給付金等もこれにみあって改善すること。

②厚生年金は、拠出二〇年で算定基礎賃金の六〇%を保障するものとし、標準給付は夫婦十万円に、拠出制国民年金も夫婦十万円とすること。

③スライドは、毎年度当初(四月)から賃金スライドで実施すること。

④労働者年金における遺族年金は現行の基本年金額の五〇%を、八〇%に引上げること。

⑤独占資本に利用されない年金にするため、積立金は被保険者を中心とする積立金運用審議会を創設し、その議によって運用すること。

⑥公的年金給付は、すべて非課税とすること。

⑦労働者年金は、国庫負担三〇%(現行給与時に二〇%)にするとともに、労使負担割合を三対七にし、国民年金の国庫負担は、五〇%(現行積立時に$\frac{1}{3}$)とすること。

⑧労働者年金の一元化プランを策定し、この中で前記①~⑦を実現すること。政府内部の「安上り基礎年金構想」には反対する。

二、医　療

予防、リハビリテーション、健康増進の立ち遅れを克服し「いつでもどこでも、だれでも」が安心をして受けられる医療供給体制の確立をはかることは今日の急務である。

① へき地・救急医療対策の強化、公設公営の休日夜間診療所網による休日・夜間診療の確立をはかること。

この場合、国・公立医療機関の供給能力を計画的にたかめ、また特に自治体病院に対する国庫支出を飛躍的にたかめること。

② 保険所の拡充強化により地域の健康管理を推進すること。

③ 乳幼児、老人医療の改善をさらにすすめ、諸制限を撤廃するとともに供給体制の整備を強力にすすめること。

老人医療については、老人専門病院、老人病床の整備を計画的にすすめ、寝たきり老人のためには「看護ホーム」の整備を行うこと。また、リハビリテーションを総合病院の段階から展開できるよう必要な医師、各種療法士の養成を思い切って行うこと。

④ 差額ベッドや付添看護料などの患者負担をなくすこと。

⑤ 長期慢性患者、難病患者、障害児・者の医療費は全額公費負担とすること。

⑥ 難病など未確認疾病の早期発見病因および治療法の解明、患者の生活救済等の制度化をはかるとともに、薬害被害者などのために、「医療被害対策特別措置法」を制定すること。

⑦ 斜陽の名のもとに結核対策の軽視がつづいている。重症者や老人患者が入院に困難を来たしたりする反面、ベッドの削減、病棟閉鎖などがつづいている。結核対策の責任の所在を明確にし、専門医の確保、結核予防会への援助などを行う必要がある。

⑧ 強制隔離をして消滅をまつという発想のもとに展開されたわが国のハンセン氏病対策は多くの問題点を今日にのこしている。これが改善を十分に行う必要がある。

イ、施設整備……整備費として二六億円の確保をはかること。

ロ、作業返還にともなう職員の増員……患者の高令化などにともない本来施設が行うべき作業は職員（定員職員）によって行うよう増員をはかること。

ハ、医師・看護婦などの増員、他……結核療養所などに比較し職員配置が低い面があるのでこれが改善をはかること。特に、医師、看護婦の確保が困難になりつつあるのでこれが確保増員につとめるとともに、地域の医療機関、特に国立医療機関の医師の派遣など行い、医療の確保をはかること。また、医療器機、器具などの近代化、医薬品の十分確保をはかること。

ニ、患者処遇の確保……現在、給与金として、障害福祉年金一級同額が支給されているが、今後ともこれが支給を確保し改善をはかること。

⑨ 医療従事者の処遇の改善

イ、准看護婦制度を廃止し看護婦資格の一元化をはかること。

ロ、看護婦の夜勤を「月六日、複数制」とするとともに、時間短縮による週休二日制を実施すること。また、これを基礎とした看護婦養成計画を立案実施すること。

ハ、医師、看護婦、各種技術者、各種療法士など医療を支えるスタッフの賃金の改善、労働条件の改善をはかること。

⑩ 診療報酬を医療従事者の人件費をガラス張りで保障できる方式に改めるとともに、各健康保険への国と事業主の負担を増大し、とくに国民健康保険にたいしては、五％の調整交付金を一〇％に引上げ定率補助の引上げとともに国庫負担を六〇％とすること。

⑪ 国民健康保険と健康保険、国民年金と厚生年金の二重掛け、掛け捨てをなくすため、国民健康保険をどこでも利用できるようにするとともに、国民年金と厚生年金の給付格差をなくすこと。

⑫ 出稼者の健康を守るため、就労前と帰郷後、ならびに就労中に必らず健康診断を行うことを制度化し、その経費は国及び雇用主の負担とするとともに、留守家族の健康を守るため、定期検診など医療制度を確立すること。

三、障害児者対策

障害をもつ人びとの生活の安定と向上をはかるため、以下の点を配慮すること。

① 仕事の保障

身体障害者ならびに精神障害者の雇用を促進するために雇用促進法を改正し、雇用率を高めるとともに、障害等級ごとに雇用割合いを定め強制雇用とすること。

「福祉作業所」「福祉工場」などの大幅増をはかるとともに、最低賃金制を適用すること。

② 在宅重度障害者福祉手当の改善

現行月額四千円を三万円に引上げること。

③ 施設の改善

現行の施設は、大規模、分類、

隔離方式がとられ、地域社会から隔離され、同タイプ集団にかたより、管理能率のみが追求される形態になっている。地域社会との交流、プライバシーの尊重、人間としての復権を保障するため、小規模、非分類の形態とし、これをまちの中に多数作るようあらためること。

このために施設基準を五〇名から一五名程度までにあらためること。

④　教育の保障

障害をもつ子供たちに対する教育の保障は「分離教育方式」でなと「総合教育方式」をとり入れること。養護学校・級、特殊学級の子供についても普通学校、普通学級の子供たちとの人間関係を保障すること。

また、入級選別で〃重い障害を持つ子供〃の教育をおきざりにしないよう特に留意すること。

⑤　社会生活の改善

障害をもつ人々の社会生活の拡大をはかるために〃街づくり〃を促進し、車イスで全国一人旅ができるよう交通機関を改善し、手話通訳の養成、日常生活に必要な各種の補装具、電動器具の開発、改善などに力を入れること。

⑥　施設職員の待遇改善と大幅増員

施設を必要とする障害をもつ人々を支えるのは、ほかならぬ職員である。これが処遇の改善も大胆に行う必要がある。

イ、保母、寮母などの増員について昨年度を含め一九、九二三人増を実施し、労働基準法違反の一掃をはかること。

ロ、産休代替の拡充とともに腰痛代替、病休代替を必ず設けること。

ハ、育児休暇制度を改善し、女子療育員などへの適用拡大をはかること。

ニ、民間重症児施設職員の配置が最低実働一対一になるよう措置すること。

ホ、精神薄弱児施設への現員現給制の適用は行わないこと。

ヘ、職員の賃金水準などを改善するとともに時間短縮による週休二日制の優先実施をはかること。

⑦　地方自治体の障害者施設などに関する諸種の超過負担解消の措置をとること。

⑧　その他

四、保育所

①　こども本位の保育所にするため大規模のものにせず（いま平均八〇～九〇人）、小規模（一〇～二〇人）のものを無数につくるとともに、職員配置基準を大巾に改善すること。

②　障害児を排除することをやめ、共同保育を原則を確立するとともに、当面、障害児一人につき職員一人を加配するほか、施設設備の改善・改造を計画的に進めること。

③　働く婦人に保育の機会を保障するため、産後休暇の延長、産後一年・有給の育児休暇制、学令前児童をもつ婦人労働者の時間短縮制を確立すること。

④　前記③を先行させるとともに、それでもなお必要な産休あけ保育長時間保育、夜勤の際の夜間保育等のニードには、確実に対応すること。

⑤　保育所の設置および運営に要する費用負担は、国と企業の拠出を中心にすること。

五、戦災保障

①　民間戦災犠牲者にたいする国家補償の措置を、現行「戦傷病者戦没者遺族等援護法」等に準じて行うため「戦時災害援護法」の制定をはかること。

②　原爆被爆者にたいし、被爆者年金制度の創設等、国家補償による援護措置を確立するため「被爆者援護法」の制定をはかること。

六、その他

①　生協法を改正し、生協活動における地域制限の緩和、農協なみの員外利用制等を実現すること。

②　良質な水資源確保のために、次の措置をとること。

イ、水質汚濁防止法を強化し、総量規制の確立、規制物質の追加、水質環境基準の厳格化を行うこと。

ロ、流域自治体と国による共同監視機構の制度を確立すること。

ハ、汚染・汚濁の発生源企業にたいする給水制限、停水などの制裁を行うこと。

ニ、家庭排水用の下水道、終末処理場を完備すること。

ホ、農薬使用制限を厳格にすること。

③　産業廃棄物の処理については、処理行政の一体化をすすめ規制を強化するとともに、廃棄物の発生をできるだけ減らし、再利用できる資源を活用し、最終処分地を確保する等の総合的な対策を行うこと。

右要求する。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

厚生大臣

田　中　正　巳　殿

労働省に対する要求書

失業者が増加し、その生活がすっかり破壊され、労働者全体の状態がますます不安定になりつつある今日、国の責任は重大であり、労働省は少くとも次の課題を早急に実現すべきである。

一、失業給付日数を一律に二八〇日（六ヵ月）延長し、給付率を八〇％に引上げ、広域延長、全国延長の発効基準を緩和すること。日雇労働被保険者の受給要件は、二ヵ月十四日に緩和すること。

一、国が失業扶助手当（失業手当）の制度をもうけ、失業給付を受け終った者に対し、労働の意志と能力をもちながらなお就職できない場合は、再就職できるまで（三年を限度に）支給すること。

一、未払労働債権（賃金、一時金、退職金、社内預金）の全額立替払制度を、企業賦課金と国の補助負担により実施すること。

一、雇用を確保し、拡大するために、週四〇時間労働、週休二日制、年次有給休暇最低二〇日制度を含む、労働基準法改正を早急に実施すること。

一、労・使同数の委員と公益委員とで構成する「雇用調整委員会」を中央・地方に設置し、一定規模以上の解雇は三ヵ月以上前にここへ届出るものとし、「委員会」はその内容を調査し、解雇規制にかかわる必要な勧告を行い、その実効をはかることができる制度を確立すること。

一、前項の実施について、契約更改を行っている臨時、パートの労働者、下請労働者、三ヵ月以上継続雇用する季節・日雇労働者は、常用労働者と同等に取扱うものとすること。

一、中高年令者（四五才以上）の職種別、事業所別の雇用率を設定し、その義務づけを行うこと。

一、心身障害者の雇用率を引上げるとともに、達成しない企業については課徴金を徴収すること。

一、解雇撤回闘争中の労働者の健康保険の被保険者資格を継続させる措置をとること。

一、出稼ぎ労働者が就労できるよう求人の確保をはかるとともに、万一就労できないものには、失業扶助手当（失業手当）を支給すること。

一、三省協定（公共事業の賃金単価）による賃金単価を大幅に引上げるとともに、地域格差をなくすること。

一、出稼者にかかわる雇用保険法の一時金と一般の選択権について、これを当分の間延長すること。

一、失対事業、特定地域開発事業等の制限を撤廃し、失業者の就労を確保すること。

一、四党共同提案による全国一律最低賃金制度の実現を早急にはかること。

一、すべての労働者にスト権を含む労働基本権を早急に確立し、官公労働者の実損回復をはかること。

一、労災保障給付金を引上げること。

一、クロム、マンガン、ニッケル、砒素、鉛やその化合物及び少なくとも規制に定められた特定化学物質、有機溶剤を生産又は使用している企業の全労働者（下請、臨時工、社外工退職者等を含む）の精密検査を、公の機関で早急に実施し、死亡者についても綿密な検討を加えること。

一、罹病の原因が不明確な場合、業務上疾病ではないと科学的に断定できないかぎり、業務上疾病と認定すること。

一、労働安全に対する機構及び人員の充実をはかるとともに、労働基準監督署に監督官を大幅に増員して、監督を強化すること。

右申し入れる。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

労働大臣

長谷川　峻　殿

建設省に対する要求書

政府は現在、新幹線・自動車道路・本四架橋などの大型プロジェクトの着工を行おうとしているが、インフレ・物価高騰のなかで今こそ住宅をはじめとする生活関連施設に最重点をおき国民生活優先の政策を展開すべきである。

次にかかげる諸点をすみやかに実行されたい。

記

一、政府の基本姿勢について

(1)　従来の産業基盤整備優先の政策を改め生活基盤整備に重点をおき国民の住生活・生環境の向上に努めること。

(2)　第三期住宅建設五ヵ年計画においては、戸数中心主義、民間自力建設依存の政府の住宅政策を転換し、公共賃貸住宅中心、住宅水準の向上にむけた住宅政策を確立、実行すること。

二、住宅について

(1) 一〇〇三万住宅困窮世帯解消のため、公共賃貸住宅の全住宅数をしめるシェアーを三〇%までに高めること。また居住規模は普通世帯で三LDK八〇平方メートルを確保すること。

(2) 公共住宅の団地建設の際は国の責任のもとに公共公益施設整備を行うこと。

(3) 高家賃化を抑え、家賃を世帯収入の一〇%以下に抑制すること。一〇%をこえる部分については民間・公共賃貸住宅とも国費で家賃補助を行うこと。

(4) 公営宅老建設促進のため地方自治体に対して
㈠ 国の補助率を高めること。
㈡ 補助は実勢単価をもって行い用地費に対しても行うこと。
㈢ 地方債の発行を認めるとともに利子補給を行うこと。

(5) 住宅金融公庫融資について
㈠ 金融機関と建設業者のゆ着により不正融資事件を引きおこした住宅金融公庫の融資制度の改善を図り、貸付けの窓口を地方自治体に移管すること。
㈡ 不正融資を行った金融機関、受けた建設業者の名を公表すること。
㈢ 個人融資三〇万戸以上の確保、返済期間を木造二五年に延長、利子を三%へ引下げを行うこと。

(6) 勤労者住宅協会、住宅生協など勤労者自身による住宅建設の運動に対し大巾な補助・資金融資を行うこと。

(7) 住宅行政の一元化を図ること。

(8) 地方自治体の生活関連施設むけの土地の先行取得に対し財源措置を講ずること。

(9) 政府が制定しようとしている、「住宅基本法」に、国が国民に対し住宅を供給、補償する責任を有すること、適正家賃基準、居住水準、必要関連施設などを明記すること。

三、生活関連施設の整備について

(1) 生活道路である市町村道の整備のため特定財源を設けること。

(2) 下水道事業の国庫負担制度の改善を図ること。

(3) 公園事業にたいする国庫負担率を、都市公園用地費二分の一、公園施設費三分の二に引上げること。また用地取得費、施設整備費とも全てを補助対象とすること。

(4) 上水道事業の地方債の償還期間の延長を行うこと。

(5) 普通河川の法的位置付けを明確にするとともに国庫負担制度を確立すること。

(6) 海岸環境整備事業に対して、海岸法における海岸事業並みの国庫補助を行うこと。

(7) 水害、雪害、土砂くずれ、高潮等の被害を防ぐため、責任所在を明確にするとともに、採択基準の引下げ、補助の大巾な増額を行うこと。

(8) 地震、火災に対する都市における防災対策を早急に行うこと。

右、要求する。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

建設大臣

仮谷忠男殿

環境庁に対する要求書

わが国の環境・公害行政は、環境庁が発足してからも、人の健康被害や動植物被害を発生させた後のあとしまつ行政で足踏み状態をつづけている。

ことに、最近の自動車排気ガス五一年度規制への対応、六価クロムの被害状況と廃棄等の実態をみるならば、公害の未然防止と事前予防を重視する環境保全優先の環境行政が進められているとは思えない。従って、次の要求を早期実施することを要求する。

記

一、五一年度排気ガス規制を、四七年一〇月の環境庁告示通り実施すること。

一、開発行政による公害・環境破壊を未然に防止するため、住民への手続と公開を原則とした「環境アセスメント法」を制定すること。

一、国立・国定公園などの天然資源、自然美の荒廃状況を国は早急に点検し、抜本的施策を講ずること。

一、瀬戸内海環境保全臨時措置法の恒久立法化をはかること。

一、有害な合成洗剤による野菜、果実洗いなどをやめさせ、合成洗剤による慢性毒性、相乗毒性、催奇形性などの実験を行うこと。

一、PCBのみでなくABS、LASフタル酸エステル等の生産・販売・使用を中止させるとともに、アルキル・ナフタリンやビフェニルを、食品工場の熱媒体、ノーカーボン紙、塗料などに使用しているのを中止させること。

一、食品添加物、飼料添加物、農薬については、二種類以上の動物による慢性毒性試験、発ガン性試験、催奇形性試験、代謝試験、繁殖試験等によって安全が実証されていないものはすべてすぐに使用を中止させ、試験によって安全が実証された範囲で

許可をしなおすこと。特に食品着色剤はすべて使用を中止させること。

一、食品中のすべての有害物質について科学的な許容基準を設け、全国にきびしい検査体制を確立すること。

一、水銀の使用を中止させ、廃物の回収や拡散防止を実施させる。排水や粉じんとして放出される恐れがある場合のカドミウム、ヒ素、鉛、クロム等の重金属の使用も中止すること。

一、完全循環方式と広域下水道を確立し、いかなる排水も、上水道取水口より上流には流しこませないよう規制すること。

一、火力発電、石油、化学、パルプ、製鉄、製錬などの工場には、全量処理の排煙脱硫装置設置を義務づけること。

一、飛行場周辺の航空機の騒音は、地域住民の要求を基本に、夜間飛行の中止、大型ジェット機の乗入れ制限などの規制を大幅に規制すること。また、人家密集地における飛行場の拡張は行わないこと。

一、国鉄新幹線の住宅地近辺における速度制限と騒音規制を強化すること。また、これまでに周辺住民が受けたあらゆる被害に対し、国鉄が全責任をもって補償し、現在進められている新幹線網の建設を中止すること。

一、科学技術庁が原子力・放射能の管理能力を全くもっていないことが明らかになった以上、環境庁が前面に出て、原子力発電所、核燃料再処理工場、原子力船の建設と運転を中止させること。

一、公害被害者を全面的に救済し、公害病の究明と治療法開発のための研究開発制度を確立すること。

一、いかなる公害も事業者の無過失賠償責任の対象とし、企業責任者の処罰を大幅に重くすること。

一、各地に発生している赤潮など漁業災害の原因究明と防止策を早急に講じること。

右要求する。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

環境庁長官

小沢辰男殿

通産省・中小企業庁に対する要求書

インフレと不況の下で国民生活は、いま非常な苦境にあります。㈱興人に代表される企業倒産および失業者の数は増大し、雇用不安はますます強まっています。

わが党はこのような事態にあって、左記の事柄を要求し、政府が早急に実行するよう要求します。

Ⅰ　通産省関係

一、通産省の行政指導の名による鉄鋼セメント等のカルテル行為を認めないこと。

二、公共料金対策

①　電気・ガス料金等の値上げをしないこと。これら地域独占産業の料金決定を民主化し（利害関係者の参加する委員会に託する）経理を公開すること。

②　電気事業法・ガス事業法を改正し、料金の原価主義という名の下での勤労国民の高負担を軽減すること。

三、灯油はじめ消費者使用の石油製品の値上げをしないこと。

灯油の共同購入、大量取引への割引を徹底させ、家庭用灯油の安定的供給をはかること。

また、石油産業については、輸入開発、精製の一元化を国民監視の下にすすめること。その際、私的独占の弊害を完全に排除すること。

四、合成洗剤の禁止、都市ガスの監視

①　有害な合成洗剤の製造をやめさせ、粉石けん等無害な洗剤の製造使用に転換していくよう行政指導すること。

②　都市ガスの天然ガスへの原料転換について、家庭用器具の安全点検を徹底させること。また転換作業に伴うトラブルを防止すること。

五、総合エネルギーにおける国内炭の位置を明確化し、供給力を高め、需給の長期安定を保証するため、石炭合理化法を廃止し、石炭工業安定法（仮称）の提案、生産力拡大のための十分な予算措置、労働者の賃金の引上げ、生活環境の整備、保全体制の強化、海外石炭の輸入は一手買取り機関が行い国内炭とプールするなどの措置等を行うこと。

六、国内資源の確保の立場から金属鉱山の維持発展をはかるため、鉱産物備蓄制度を速やかに実現するとともに、国内鉱山の保護、需給と価格の安定という立場を明確にすること。

また、蓄積鉱公害対策は休廃止鉱山の鉱害対策をふくめて、処理計画を明確にし、早急に措置すること。

Ⅱ　中小企業関係

一、不況対策としての公共投資は、地方自治体が行う生活福祉関連公共事業を中心に実施することとし、そのための財源措置を講ずること。中小企業に対する官公需の受注比率は、五〇年度政府目標の三二・九％をさらに高めるよう措置すること。

二、政府係中小企業金融三機関の貸付枠について昨年度の実質五割増しを

上回る一兆円程度とするとともに、公定歩合引下げに伴う金利引下げを早急に行うこと。

三、民間金融機関の中小企業向けの積極的増加、貸付金利の引下げ、歩積み両建ての廃止をするよう強力に指導するとともに、その実態を的確に把握すること。さらに、相銀、信金信組等については、低コスト資金が導入できるよう措置すること。

四、政府系中小企業金融三機関の既往の貸付金については、返済猶予措置をとるとともに、必要な新規貸付を行うこと。

五、中小企業に対する信用保証を拡大するため、信用保証協会の保証枠の拡大、保証料率の引下げを行うこと。また保証倍率について八〇倍程度へ引上げること。保証協会の無担保保障枠を現行の五百万円から最低一千万円に引上げること。

六、小企業経営改善資金融資制度の条件を改善し、貸付限度（設備資金）を当面三百万円に拡大し、貸付期間を五年に延長すること。融資規模を大幅に拡大すること。

七、「中小企業者の事業分野の確保に関する法律」を早急に制定すること。

八、繊維産業のうち、特に中小下請加工業に倒産が続出しており、また生産調整の継続要求が各織布部門から提出されている状況にかんがみ、繊維製品の輸入制限を含む緊急措置を講じること。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

通産大臣

河本敏夫　殿

運輸省に対する要求書

高度経済成長政策が生み出した高物価・インフレとモータリゼーションの進展は、国民生活に深刻な影響を与えており、衣・食・住とともに生活に不可欠な交通は重大な危機に立たされている。

よって社会党は、産業追随の交通を国民生活優先の交通へと大きく転換させるため当面以下の要求を行うものである。

一、道路・空港・港湾等の整備五ヵ年計画を見直し、安全・環境保全のための改善を重点にした計画を作成し、そのための財政措置を講ずること。

二、大手私鉄および国鉄が申請している運賃・料金の値上げは、国民生活に与える影響が大なので当面これを認可しないこと。

三、国鉄運営改善のため

(イ)　過去債務の全額を棚上げすること。

(ロ)　地方線維持のため新たに助成の措置を講ずること。

(ハ)　設備投資は在来線の安全輸送、環境保全および輸送力増強（複線電化）を計画的に行うこととし、その工事費については利子補給を行うこと。

(ニ)　ストライキ権確立と併行して、当事者能力を与えるための措置を講ずること。

四、過疎バス、中小私鉄に対する助成を強化するとともに、地方交通を維持整備するための制度を確立すること。

五、都市交通の輸送を改善するため高速鉄道、モノレール等の建設あるいは車輌等の施設整備を促進するため助成を拡充すること。

六、離島航路への助成を大幅に引き上げ、島民の生活安定をはかること。

七、公共交通（鉄道、バス、タクシー離島定期船等）に対する税制を再検討し、その軽減措置を講ずること。

八、身障者、老人等「交通弱者」と云われるもののために施設整備をはかること。そのための助成措置を併せて行うこと。

九、自動車事故対策センターの遺児貸付金の拡充をはかること。

十、中小私鉄、バスの財政改善のため長期債務に対する利子補給等経営基盤の強化をはかるための措置をとること。

十一、中小民営交通企業金融公庫を創設すること。

十二、交通企業の負担で実施している公共割引制度を国の負担に改める措置を講ずること。

十三、海上災害防止法（仮称）を制定し、海岸線に発生する災害防止を講ずること。

十四、海上労働安全法を制定すること。

右要求する。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

運輸大臣

木村睦男　殿

郵政省に対する要求書

一、郵便料金等について
　郵便料金の値上げを中止し、一般家計に対する負担増を防止すること。
　又、今後の郵政事業を、国民生活向上、福祉最優先を基本として抜本的に見なおし、独立採算制度を再検討すること。特に障害者団体の郵便物の無料化等、福祉型料金体系の導入を積極的に進めること。
二、郵便貯金利子等について
　郵便貯金の利子引下げの方針を撤回し、庶民貯蓄及び保険のインフレによる目減りに対して、責任ある補償措置を講ずること。
　又、財政投融資資金の運用を公開し、郵便貯金、簡易生命保険の管理を民主化するとともに、国民福祉、生活関連公共事業の充実、一般国民への還元が実現しうるよう、制度の抜本的見なおしを行うこと。
三、電話料金について
　電話料金等の値上げ構想を白紙に還元し、次の事項を含め電気通信事業の根本的な洗い直しを行うこと。
(イ)　今後の事業計画の作成にあたっては、国民各層の意見が十分反映されるよう、料金や事業計画作成過程、業務の監査等に係わる制度の民主化を大幅に促進されること。
(ロ)　今後の電気通信事業を、国民生活向上、福祉を最優先に改めることとし、大衆負担の増大を徹底して防止すること。
(ハ)　国民のナショナルミニマムとして、住宅電話の積滞解消、公衆電話の充実、離島や過疎地域等における通信体制の確保と質的向上を優先して進めること。
(ニ)　産業向けのサービスについては負担の引上げを検討し、公共的性格の強い投資については、公的資金の導入を検討すること。
四、郵政審議会について
　郵政審議会の構成、運用を民主化し、一般国民の意見が十分反映されるよう、その内容を改めること。
五、個人データのプライバシー保護について
　データ通信網、電子計算機の普及にともない、個人情報の集中と拡散が急激に進められる危険性があることに鑑み、個人情報に係わる人権の保護、プライバシー侵害を防止するための法的措置を早急に講ずること。
六、郵政、電通労働者の権利確保等について
　郵政、電通労働者のストライキ権を回復させるとともに、事業量増に見合った要員を確保し、労働条件の改善、週休二日制を実現させること。
　又、頸肩腕症候群等の職業病、労働災害をなくすための抜本的措置を徹底して講ずること。
右要求する。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

郵政大臣

村上勇殿

農林省に対する要求書

一、農用地拡大、土地基盤整備対策
(イ)　米の減反政策を直ちに中止し、食糧自給向上のため、農用適地を国費によって拡大し農業経営規模の拡大をはかり、出かせぎしないでも生活できる農業を確立すること。
(ロ)　土地基盤整備事業は全額国費で行うこと。水田裏作利用、とくに麦作振興のための土地改良事業は国費で通年施行を行うとともに、休耕田の復元に要する費用についても大巾な国庫補助を行うこと。
二、農畜産物の価格対策等
(イ)　すべての農畜産物価格は生産費所得補償方式で算定し再生産ができるようにすること。
(ロ)　生産者米価は生産費所得補償方式で決定するとともに、消費者に安定的に供給するために、物統令の再適用をはかること。
(ハ)　米以外の主な農畜産物についても米と同じような価格算定と管理を行うこと。そのため食管制度の強化拡大をはじめ、諸制度の必要な改善を行うこと。
(ニ)　五十年産米について、政府割当以上に生産されたものについても割当数量内産米と同様の条件で全量買上げること。
(ホ)　食糧の安定供給をはかるため、主食（米麦類）は六ヵ月分、大豆濃厚飼料など必要とみとめられる食糧は三ヵ月程度を国の責任で備蓄すること。
三、農業生産資材対策
(イ)　国の責任で飼料価格の値上げを行わないよう強力な行政指導を行うこと。
(ロ)　飼料の流通適正化、自給飼料の増産、草地拡大のため抜本的な対策の確立と、その法制化をはかること。
(ハ)　農機具、肥料、農薬、農業用石

油等農業用生産資材の値上げを行わないよう国は強力な行政指導を行うこと。

四、農業経営の共同化、集団生産組織対策

㈠　生産規模を拡大するための集団生産組織化をはかるため、国の積極的な援助措置を講ずること。

㈡　農業経営の共同化、集団生産組織の強化と、農家の機械化による負担を軽減するため、地方公共団体に農業機械ステーション、利用規模に応じた農業機械サービスセンターを配置し、農家の利用に供すること。

㈢　農業共同化、集団生産組織をすすめるために超長期低利の共同化促進資金制度等による貸付け、共同化施設、設備等への高率助成を行うこと。

五、農林金融対策

㈠　制度金融を強化し農家への長期低利融資を拡大すること。

㈡　系統金融についても、大巾な利子補給等によって低利融資を行うようにすること。

㈢　農家の固定負債を十ヵ年間棚上げの法制化をすること。

六、生活環境の整備対策

㈠　農村への社会投資がおくれているので道路網の整備、上下水道の完備、橋梁等、土地基盤整備事業とともにすみやかに実施すること。

㈡　とくに過疎地帯においては早急に実施すること。

七、林業対策

㈠　自然環境保全のため公益機能との調和のとれた森林、林業経営を確立し、森林資源の積極的造成をおこなうため、①国営分収造林に要する経費、②公益勘定の創設にともなう経費を計上すること。

㈡　振動病および腰痛症対策の充実をはかり、林業労働者の職業病総合病院を建設すること。

㈢　直営直雇事業を拡大し、定期作業員の全員常用化をはかること。

㈣　事業縮少、機構縮少、人員削減のための営林署廃止は行わないこと。

八、水産対策

㈠　領海一二海里の早期宣言を行うこと。

㈡　漁業経営安定のための緊急措置として、これまで行われた水銀、PCBショック、「石油ショック」に対する値上げ緊急融資を一時棚上げするとともに漁業用燃料等の高騰による経営難を解消するために新たに長期低利の融資を行うこと。

㈢　生産費所得補償方式による水産物の価格補償制度を確立すること。

㈣　水産物の流通機構を改革するため、ストックポイントを産地のみならず、国の助成で消費地においても冷蔵保管庫を設置すること。

㈤　沿岸漁業整備開発事業を強力に推進すること。とくに公害によって荒廃した漁場の復旧事業を早急に行うとともに、赤潮など漁業災害の原因究明と防止策を早急に講じること。このための財政措置として国庫補助の高率適用、地方公共団体の負債額に対する起債、地方交付税について特別な配慮をすること。

右、申し入れる。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

農林大臣

安倍晋太郎　殿

文部省に対する要求書

インフレ・不況下で地方財政は危機におちいり、学令人口増等にともない必要となっている学校教育施設の建設は大きな困難に直面している。高校の進学率が九〇%をこえている現在、国民の要求である高校全入の実現も緊急の課題となっている。

ますます増大する国民の教育費負担を軽減するために、私学助成の大巾増額、義務教育の無償化を進めていく必要がある。また、つめこみの教育課程と受験地獄でゆがめられている教育の現状を早急に改めなければならない。

これらの当面する教育問題を解決するため、左記の点を実施するよう要求する。

一、義務教育を充実し、父母負担を引き下げること。

(1)　小・中学校校舎の建築費の補助単価を引き上げ、対象差をなくして、市町村の超過負担をなくし、教育施設を充実する。

(2)　児童生徒急増地の小・中学校用地費補助は五一年度以降も継続し単価、交付率を引き上げる。起債枠を拡充し、国は利子補給をする。

(3)　教育課程を精選し、科学的、基礎的内容をわかりやすく教え、遅れた子供を出さない充分な手だてを行う。

(4)　学校給食の国庫補助を増額し、給食費の値上げをやめ、リジン添加の禁止、給食内容の改善をはかる。

(6)　学童保育を、とくに夫婦出稼家庭のために充実する。

二、公立高校を増設し、高校全入を実現すること。
(1) 公立高校を増設し、第二のベビーブームに対処し、進学率をひきあげ、高校全入を実現する。国は公立高校新増設の用地と校舎建築費の二分の一を補助する。
(2) 公立高校新増設のための起債枠は、当面これを拡充し、国が利子補給をする。
(3) 国有地の無償貸付け、優先払い下げと貸付け、米軍基地の撤去、大企業の買占め土地の買戻し等を行い、高校用地を確保する。
(4) 学区を縮少し、総合選抜制を実現して、受験地獄を緩和し、学校格差をなくす。
(5) 教育課程を精選し、つめこみをなくす。また、職業科では普通教育を充実し、専門教育は基礎的なものにする。
(6) 定時制高校で働きながら学ぶ青年に有給休暇の増加、賃金引き下げのない勤務時間の短縮を制度化する。

三、障害児教育を充実すること。
(1) 公立養護学校はじめ障害児教育施設を増設し、障害児の完全就学を早期に実施する。
(2) 医療の無料化を拡充し、教育施設設備、通園、通学バスなどを充実する。

四、幼稚園を増設し、保育料を下げること。
(1) 公立幼稚園と保育所を増設し、希望者全員が入園できるようにする。
(2) 私立幼稚園への助成、就園奨励費を増額し、保育料の父母負担を引き下げる。

五、私学助成を大巾に増額すること。
(1) 私立大学等への経常費補助は、職員給与、学生経費、非常勤教員手当等も含めて二分の一補助を行い、基礎単価を引き上げる。
(2) 私立高等学校等へ経常費助成を大巾に引き上げ、二分の一助成を実現する。
(3) 私学振興財団の貸付枠を増やし貸付利率を引き下げ、私学の教育条件を改善する。

六、大学を充実し、反動的改革をやめること。
(1) 講座制と学科目制との格差など大学間格差をなくし、国立大学の充実、公立大学への助成、私学補助の増額を行う。
(2) 教育大学院大学、技術科大学など中教審答申に基づく反動的大学改革を中止し、大学自身による大学改革を保障する。
(3) 奨学金を拡充し、国立大学の授業料値上げをやめる。

七、教育制度を民主化すること。
(1) 教育委員会を公選制にする。
(2) 部長（主任）、担任の制度化、差別手当をやめ、民主的な学校運営にする。
(3) 育児休業の代替職員を確保し、女教師の働く権利を守る。

右要求する。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

文部大臣
永井道雄殿

国土庁に対する要求書

乱開発、地価の再上昇を防ぎ国土の保全を守るため次の諸点をすみやかに実行されたい。

記

一、乱開発、地価の再上昇を防ぐため国土利用計画法の運用を徹底させるとともに、地方自治体に対する財源措置を強化すること。
一、国土利用基本計画策定は地域の社会的・経済的・地理的特性を十分生かすとともに市町村単位からの積み上げによる作業を行うこと。
一、法人の所有する土地の調査を徹底して行うとともに、遊休地、未利用地については公有化を促進すること。
一、地価引き下げの措置をさらに講ずること。
一、地方自治体の土地取得に対し十分な財源措置を行うこと。
一、三全総策定については、国民の意志を十分に反映させるとともに、大資本奉仕、開発優先の姿勢を廃し、地域社会、国民生活優先の計画を策定すること。
一、大企業の地下水の乱利用を規制すること。
一、水道事業の水源対策並びに財政援助を強化すること。

右、要求する。

一九七五年一〇月二七日

日本社会党

国土庁長官
金丸信殿

資料1

生活要求闘争委員会
県本部別取組みの概要

（註）空白欄は、実態調査表が未提出で記載できないため

県本部	設置月日	構成団体　中心的活動、独自闘争　署名目標数など
北海道	七四年1/8	党内機関 — 灯油、新聞代値上げ反対、リジン添加中止
青森	6/30	党内機関
岩手	6/6	労組九単組、農・漁協、労協、消団連 — 灯油値上げ反対、リジン添加中止、原発・火発設置阻止 労済・県民生協、農民連合、婦人会議 — 住宅改良資金貸付制度要求、学校給食総点検運動　署名二〇万
秋田		
宮城	8/30	県評、婦人会議、社青同、日農、県中連 — 社会保障中心の予算要求
山形	6/23	社青同、婦人会議、労協、農協 — 米価、公共料金、地財、日魯漁業閉鎖反対　署名三〇万　カンパ一人五〇円
福島	8/25	党内機関
群馬	9/7	各階層党員 —「雇用、仕事よこせ」運動を基本に取り組む
茨木	9/4	県労連、生協、労金、ハイム、労使協、労福連、高退連 — 教育、交通、年金、社会保障、農漁業、医療の六専門部設置　署名四〇万
栃木		
埼玉	7/13	県評、中立他民主団体 — 公立学校の新増設に対する補助、老人医療無料化、年金　署名七〇万
千葉		
神奈川		
山梨	9/6	県労連、労組、農民・消費者・婦人団体 — 母子世帯の医療無料、医療供給体制確立 社保、医療、福祉団体、生協 — 合成洗剤の追放と六価クロム問題
東京	8/	地評 — 六価クロム問題

県本部	設置月日	構成団体　中心的活動、独自闘争　署名目標数など
新潟	7/18	党内機関 — 地域課題に向けた学習会、大腿四頭筋短縮症対策　署名二〇万 地区労、婦人会議、社青同、父母の会、市職等で「より良い保育をつくる会」を組織
長野	9/2	県評、生協、消費者団体、婦人会議、農民団体、退職者、医療、障害者 — リジン添加中止　署名三〇万
富山		
石川		
福井		
静岡	8/16	県評、婦人会議 — 自治体団体堀りおこし、消費者条件の直接要求闘争　署名西部（三区）一〇万
愛知		
岐阜		
三重		
滋賀	8/12	地評、公労協、自治労、民間代表、全交運、県民代表 — 合成洗剤追放運動、水道料金
京都		年金、医療中心
大阪		
兵庫		
奈良	8/20	県評、解放同盟、婦人会議 — 県営水道料金
和歌山		
鳥取		
島根		
岡山		
広島	9/1	県労評他十六団体 — 足を守る会の闘い
山口		
香川	9/1	県評、総評主婦の会、婦人会議、退職者会、社青同、福祉団体、医療労組 — 瀬戸内大橋架橋対策　署名一〇万
愛媛	9/10	党内機関

県本部	設置月日	構成団体　中心的活動、独自闘争　署名目標数など
徳島		
高知		
福岡	6／12	県評、解放同盟、自治労、社青同、婦人会議、教組
佐賀	8／28	党内機関―水道料金　署名二万
大分		
宮崎		
熊本		
長崎		
鹿児島	8／6	県評、婦人会議、総評主婦の会
沖縄		

資料2

（一〇月一五日現在）

各自治体における意見書、決議の状況

自治体の取組み	議会の結果	
◎盛岡市議会		
①「住宅改良資金貸付制度」について県に対する意見書	長期低利月賦償還による「住宅改資金貸付制度」実現 ・値上げ反対・本県の備蓄量の拡大、流通、配達の合理化をはかるため共同購入事業団体、小売業者に対する融資制度の新設	可決
②灯油値上げに伴う県に対する意見書	値上げ三法案を再提出しない、国鉄、電々料金を政治課題にしない、政府認可の公共料金値上げ反対、地方公営企業に対する財政措置 ・地方交付税総額の確保・市町村	可決
③公共料金値上げに反対する意見書		可決
昭和五十年度の地方財政危機打開に関する意見書		可決
◎米沢市議会		
①地方財政危機打開に関する意見書	税の財源措置・公共事業の地方負担の財源措置・超過負担の解消・給与改定に伴う所要財源の完全措置	可決
◎酒田市議会		
①失業対策の確立に対する意見書	雇用保険失業給付金、職業転換給付金の改善、失対事業補助率の引上げ等	可決
②学校給食パンのリジン添加中止に関する意見書	速やかなリジン添加の中止	可決
③自治体病院の健全なる運営確保に関する意見書	不採算医療について二分の一は国庫負担、自治体病院整備のための特別地方債の大巾増額等	可決
④インフレによる庶民貯金の目減り補償を求める意見書	目減り被害に対する補償対策	可決
⑤国鉄運賃と料金値上げ反対に関する意見書		可決
◎新潟県議会		
①地方財政確立に関する意見書	起債利率の引下げと利子補給、起債の償還期限の延長等	可欠
◎新潟市議会		
①都市財政の危機打開に関する意見書		可決
②水道事業に対する起債条件の改善並びに国庫補助の拡充に関する意見書		可決

◎富山県議会		
①地方財政危機打開に関する意見書	地方交付税の税率引上げ、事務及び税源配分の抜本的改善等	可決
②市町村社会福祉協議会の法制及び拡充強化に関する意見書	市町村社会福祉協議会の位置づけを明確にし、拡充強化するため、社会福祉事業法を改正する	可決
③雇用の安定、確保に関する意見書	補正予算の早急な成立、来年度予算において雇用対策を重要施策とすること	可決
④興人の存続に関する意見書	地域産業の振興、関連企業企業倒産防止のための緊急融資をはかる等	可決
⑤昭和五〇年度産米の政府買上げに関する意見書	限度超過米の解消	否決
⑥全国一律最低賃金制確保に関する意見書	七五年度の最低賃金は月額七万円日額二千八百円、時間給三五〇円を下まわらない額とする等	否決
⑦雇用対策本部設置に関する決議	県当局の各部及び関係行政機関、労使団体を包含した雇用対策本部の設置	否決
◎福井県議会		
①年金制度の充実強化に関する決議	年金額の引上げ等	
②医療制度の充実強化に関する決議	救急、休日、夜間診療体制の確立等	
③漁業災害補償制度の改善に関する意見書	漁業共済補助率の引上げ、基準漁獲金額の制限撤廃など	
④地方財政の危機打開に関する意見書		
◎福井市議会		
①地方財政危機打開のための緊急措置に関する意見書		
◎福生市議会		
①都市財政危機突破に関する要望決議		
◎栃木県議会		
①地方財政確立に関する意見書	・生活保護級老区分は消費生活実態に合致させよ、資金需要に対応する貸付を図れ ・補助単価、補助対象面積の抜本的改善	
◎群馬県議会		
①中小零細企業救済と雇用安定についての意見書	・施策の充実、難病救済基本法の制定	
②県内建築業者優先発注についての意見書	・廃棄物処理状況の定期報告の義務づけ・処理業者の資格基準の引上げ ・不法処分の原状回復規定と罰則強化・汚染者負担の原則・最終処分地の届出義務	
③地方住宅供給公社の低廉な分譲住宅の供給促進についての意見書	・国庫補助制度の確立・起債枠の拡大と利子補給・地方交付税による財源措置	
④生活保護級地区分の改善と低所得世帯に対する資金貸付制度の拡充強化に関する意見書	・交付税、譲与税配付金特別会計の借入金返済について負担緩和の配慮	
⑤社会福祉施設整備に関する超過負担の解消についての意見書		
⑥難病対策の充実、強化についての意見書		
⑦産業廃棄物対策の確立についての意見書		
⑧公立高等学校新増設対策についての意見書		
⑨地方財政危機打開に関する意見書		

⑩ 市街化区域内農地の宅地並み課税に対する意見書	地方債資金調達に配慮・国直轄事業負担金納入の繰延措置・農地の宅老並み課税反対、税額の据置き
⑪ 昭和五〇年産予約限度超過米対策に関する意見書	・買入基準数量の枠の拡大、余り米全量政府買い上げ
⑫ 繭・絹燃糸・絹織物等の輸入規制についての意見書	・生糸一元輸入措置の継続・輸入規制の制度化
⑬ 足尾鉱山における鉱害防止対策の促進に関する意見書	・堆積物除去・覆土植栽事業の実施・汚濁雨水の流出防止・荒廃山地の緑化による治山治水対策・山腹崩壊防止
⑭ 生活必需物資の安定確保についての意見書	・現行五・二%（標準税率）を六・二%（制限税率）まで引上げ・資本金（出資金）一億円以下、又は法人税額四〇〇万円以下の中小零細企業には不均一課税で税率を据え置くこと
⑮ 法人県民税率の改正と財源の確保に関する意見書	手数量の全額を適正かつ妥当なものに改める
⑯ 消費者保護条例の早期制定についての意見書	特例債の発行など起債わくの拡大国・地方の事務、税源配分の不合理是正、地方自治体の財政自主権を確立すること
◎埼玉県議会	
① 昭和五〇年度予算の完全執行を求める決議	
② 地方財政危機打開の緊急措置に関する意見書	
③ 地方公共団体手数料の見直しに関する意見書	
◎東京都議会	
① 東京都財政危機打開に関する意見書	
② 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の改正に関する意見書	同法律の改正
③ 産業廃棄物処理体制の強化に関する意見書	・処理法の改正を図ること、市街地土壌汚染対策法の整備を図ること
◎神奈川県議会	
① 国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議	差別の撤廃、母性保護の確立等
② キャンプ淵野辺の跡地利用に関する意見書	「キャンプ淵野辺跡地利用計画基本構想」の実現と、一時使用
③ 合成洗剤による健康被害と環境汚染に関する意見書	公立高等学校の新増設の用地取得及び建設等に対する国庫補助制度の創設等
④ 公立高等学校の新増設に対する財源措置に関する意見書	
⑤ 付加価値税新設反対に関する意見書	水道法にもとづく省令の制定、簡易水道組合に対する指導監督の強化等
⑥ 簡易水道行政の強化充実に関する意見書	特定交通安全施設等整備事業五ヶ年計画終了にともない新計画の策定
⑦ 交通安全施設等整備に関する意見書	漁業用燃料油の値上りに対する価格差補給措置等
⑧ 漁業経営安定緊急対策に関する意見書	金融機関の長期・低利資金枠の拡大等
⑨ 難病に関する特別措置法の制定に関する意見書	地方財政危機打開、地方財政基盤の確立
⑩ 中小企業の不況対策と雇用対策に関する意見書	水資源の国民本位の有効利用確立
⑪ 地方行財政制度の確立に関する意見書	可決
⑫ 水道行政改善に関する意見書	累積欠損金に対する特別措置等
⑬ 預貯金の目減り対策に関する意見書	
⑭ 公的病院に対する助成措置に関する意見書	

⑮ 公共料金の値上げ反対等に関する意見書	酒、たばこ、郵便料金値上げ法案の撤回等	可決
⑯ 農地に係る税制に関する意見書	宅地なみ課税等	
◎横浜市議会		
① 母性を保護する制度の確立に関する意見書		以上可決
② 水道事業及び工業用水道事業の水源対策並びに財政援助に関する意見書	大規模投資に対する大巾国庫補助の実現等	
③ 大都市財政確立に関する決議		
④ 農地等の固定資産税に関する意見書		
◎三重県議会		
① 直轄事業負担金の廃止に関する意見書	本年度の直轄負担金の大巾軽減、明年度以降は全額国の責任とする	
② 市街化区域内農地の宅老並み課税に関する意見書		
③ 中小零細企業経営危機打開と雇用保障の緊急対策に関する意見書	政府関係事業の中小零細企業への発注増加、融資枠の拡大等	
④ まゆ、絹撚糸、絹紡糸、絹織物等の輸入規制に関する意見書	まゆ、絹撚糸、絹紡糸、絹織物等の輸入に対する法的規制の断行	
⑤ 漁業経営安定に関する意見書	漁業経営維持安定資度制度の創設等	
⑥ 葉たばこを水田総合利用対策の対象とすることに関する意見書	葉たばこを地域農産物として特認すること	
⑦ 国税三税並びに地方税の減収に伴う地方財政対策に関する意見書	地方交付税総額の減収は、資金運用部資金から交付税特別会計へ無利子資付け等	以上可決
⑧ 酒、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する意見書		否決
◎愛知県議会		
① 大都市圏における高校新増設に対する助成制度の創設についての意見書		可決
② 雇用安定についての意見書		
③ 地方財政の危機打開についての意見書		
◎岐阜市議会		
① 「よい医療」実現に関する意見書	差額ベッド料の改廃等、保険外負担の解消、救急、夜間、休日診療体制の確立	可決
② 公営バス事業に関する意見書	路線確保の配慮、公営バス事業への国の大巾財政補助等	可決
◎中津川市議会		
① 地域日通設立計画に反対する決議	多数の人員整理を前提とした地域日通設立計画反対	可決
◎滋賀県議会		
① 農地の固定資産税に関する意見書	宅地なみ課税	以上可決
② 不況対策に関する意見書	公共事業の拡充など	
③ 中小企業の育成に関する意見書	下請代金支払遅延等防止法の改正等	
◎大津市議会		
① 都市財政危機突破に関する意見書	地方交付税の減収補てん措置等	可決
② 付加価値税創設に反対する意見書		
③ 酒、たばこ、郵便料金の値上げに反対する意見書	びわこ総合開発事業の中で行われている下水道設置事業促進のため、特例国庫補助率の再引上げ等	以上可決
④ びわこ総合開発下水道事業に関する意見書	宅地なみ課税	
⑤ 農地課税に対する意見書		
◎彦根市議会		
① 郵便料金及び酒、たばこ値上げ反対に関する意見書	雇用保険失業給付金、職業転換給	可決
② 失業対策の確立についての意見書		

⑥ びわこ総合開発下水道事業促進に関する意見書		
④ 財政危機打開についての意見書		
⑤ 地場産業、中小零細企業など地域経済の不況対策についての意見書		
◎甲南町議会		
① 地方財政の危機打開に関する意見書		
◎栗東町議会		
① 酒、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議		
② 「暮らせる年金」実現に関する決議		
③ 「よい医療」実現に関する決議		
◎安土町議会		
① びわこ総合開発下水道事業促進に関する意見書		
② 酒、たばこ、郵便料金値上反対に関する決議		
③ 「暮らせる年金」実現に関する決議		
④ 「よい医療」実現に関する決議		
◎京都市議会		
① 学童保育所の制度化に関する意見書		
② 看護婦、准看護婦等の養成、教育に関する意見書		
③ 雇用、失業保障に関する意見書	付金の改善等 官公需の中小企業へのふりむけ、信用保証の拡大、中小企業向け金融の緩和等	以上可決 可決 可決 以上否決
	学童保育制度の確立と財政措置	
	養成施設の増設、民間養成施設への大巾補助、国公立病院の実習生受け入れ法制化等 未払労働債権の先取特権の法制化、国による未払労働債権の全額立替払	
④ 「よい医療」実現に関する意見書		
⑤ 「暮らせる年金」の実現に関する意見書		
⑥ 全国全産業一律最低賃金制の法制化に関する意見書		
⑦ 酒、たばこ、郵便料金の値上げ三法案の強行採決に抗議し、値上げに反対する意見書		
⑧ 地方財政対策を緊急に改善するよう求める意見書		
⑨ 経済危機打開のための意見書		
⑩ 農地の固定資産税に関する意見書		
⑪ 官公労働者の労働基本権確立に関する意見書		
◎大阪府議会		
① 「暮らせる年金」実現に関する意見書	制度の確立 保険外負担の解消、救急、夜間、休日診療、へき地医療体制の整備・拡充等	
② 地方公営企業の経営健全化に関する意見書	年金額引上げ、賃金自動スライド制実施、賦課方式への転換等 全国一律最低賃金を基礎に地域別並びに産業別の一律最低賃金等 三法案の撤回	
③ 「良い医療」実現に関する意見書		
④ 市街化区域内農地の「宅地並み課税」に反対する意見書	国による地方交付税減収分の完全補てん、起債わくの拡大と地方債の充当率の引上げ等 公共料金値上げ中止、中小企業への緊急措置の実施、基礎資材の値上げ抑制 老地並み課税適用の廃止、税制改善の措置等 団体交渉権、スト権の回復	
⑤ 酒、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議		
⑥ 関西新空港建設に関する「無人観測塔」建設に反対する決議		

◎神戸市議会		
①公営交通事業に対する助成措置に関する意見書	交通事業再建債の元利償還金の全額国庫負担、行政路線に対する公共負担制度の確立等	
②公営企業に対する国の財政援助に関する意見書	国庫補助対象の拡大、補助率の引上げ、病院建設、水道事業、新交通システムに対する国庫補助制度の創設等	
◎鳥取県議会		
①地方財政確立に関する意見書	五〇年度の飲用向け原料乳価決定のための交渉の促進をはかる、価格決定のルール確立等	
◎岡山県議会		
①当面する昭和五〇年度飲用向け原料乳価格の決定に関する意見書	生産費、所得補償方式による適正な価格決定	
②昭和五〇年産米の政府買い入れ価格の決定に関する意見書	国と地方の行政事務の整理、合理化、地方交付税の税率引上げ等	
③地方財政確立に関する意見書		
④郵便料金値上げに関する意見書		
⑤山陽新幹線騒音対策に関する意見書	岡山－大門全線にわたる精密調査を行い適切な対策を、新環境基準の早期達成	
⑥雇用安定対策の拡充に関する意見書	中高年令者の職業訓練体制の確立停年延長、身体障害者の雇用対策の強化、雇用保険法の弾力的運用等	
⑦幼稚園教職員給与費国庫負担制度の早期確立に関する意見書	公立幼稚園教職員給与費国庫負担制度の確立	
◎三原市議会（広島県）		
①昭和五〇年度の地方財政危機打開に関する緊急要望決議		
◎西城町議会（広島県）		
①地方財政危機打開に関する緊急要望決議		
②地方財政の充実強化に関する要求決議		
◎呉市議会		
①昭和五〇年度の地方財政危機打開に関する意見書	保育所、学校等の超過負担の解消、交付税率の引上げ、国庫補助負担金制度の改革等	
◎山口県議会		
①地方財政の確立に関する要望決議	山陽新幹線と在来線等との接続利便の確保等	
②食品添加物に対する食品衛生の試験・検査の強化に関する要望決議		
③国鉄在来線等の運行対策に関する要望決議		
◎高知県議会		
①地方行財政の確立に関する意見書		
◎福岡県議会		
①直轄事業の地方負担の廃止に関する意見書		
②地方交付税の減収にともなう補てん措置に関する意見書		
③身体障害者の雇用促進に関する意見書		
④「よい医療」実現に関する決議		
◎大分県議会		
①地方財政確立に関する意見書		
◎熊本市議会		
①昭和五〇年度の地方財政危機打開に関する意見書		

以上可決

可決

資料

一九七五・一一・十三

雇用及び失業対策緊急措置法案

日本社会党・日本共産党革新共同・公明党・民社党

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　雇用保険法等に基づく求職者給付等に関する特例（第二条ー第六条）
第三章　失業対策事業等の拡大（第七条・第八条）
第四章　大量解雇の規制
第一節　大量解雇の規制（第九条ー第十二条）
第二節　中央雇用調整委員会及び地方雇用調整委員会（第十三条ー第十六条）
第五章　企業の倒産等に伴う不払労働債権の保全のための措置（第十七条・第十八条）
第六章　罰則（第十九条ー第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、最近における著しい経済的不況により多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある現状にかんがみ、緊急に、失業に関する給付の改善を行うとともに、労働者の失業を予防し、及び雇用の機会を増大させるため必要な措置を講ずること等により、労働者の生活の安定を図ることを目的とする。

第二章　雇用保険法等に基づく求職者給付等に関する特例

（雇用保険法に基づく一般被保険者の求職者給付に関する特例）

第二条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者に対する同法第三章第二節の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一、雇用保険法第十六条の規定の適用については、同条中「百分の六十（千八百円以上三千円以下の賃金日額（その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）については、百分の八十から百分の六十までの範囲で、賃金日増の逓増に応じ、逓増した率）」とあるのは、「百分の八十」とする。

二、雇用保険法第十七条の規定の適用については、同条第一項中「百分の八十で除して得た額」とあるのは、「百八十で除して得た額（当該六箇月間に使用者の責めに帰すべき事由により休業した期間がある場合には当該六箇月間に支払われた賃金の総額から当該休業した期間に支払われた賃金の総額を控除した額を百八十から当該休業した期間の総日数を控除した数で除して得た額）」と、同条第二項第二号中「除して得た額」とあるのは「除して得た額（当該その期間中に使用者の責めに帰すべき事由により休業した期間がある場合には、当該その部分の総額から当該休業した期間に支払われた賃金の総額を控除した額を当該その期間の総日数から当該休業した期間の総日数を控除した数で除して得た額）」とする。

三、雇用保険法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「第十六条に規定する千八百円以上三千円以下の賃金日額及び前条第四項各号に掲げる額」とあるのは、「前条第四項各号に掲げる額」とする。

四、雇用保険法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「賃金日額の百分の八十」とあるのは、「賃金日額」とする。

五、雇用保険法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。

六、雇用保険法第二十二条の規定の適用については、同条第一項中「三百日」とあるのは「四百八十日」と、「二百四十日」のあるのは「四百二十日」と、「百八十日」とあるのは「三百六十日」と、「九十日」とあるのは「二百七十日」と、同条第二項中「九十日」とあるのは「二百七十日」とする。

（雇用保険法に基づく短期雇用特例被保険者の求職者給付に関する特例）

第三条　雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得した者であって次の各号のいずれかに該当するものに対しては、その者を同法第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして、同法第三章第二節に定めるところにより、求職者給付を支給する。この場合において、その者の同法第十三条に規定する基本手当の受給資格に係る離職の日は、当該特例受給資格に係る離職の日とし、その者に係る同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数は、百八十日とする。

一、当該特例受給資格に基づき特例一時金の支給を受けた者であって雇用保険法第四十条第二項の認定があった日から起算して五十日（当該認定があった日から同項の規定による期

間の最後の日までの日数が五十日に満たない場合には、その日数）を経過したもの

二、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることなく雇用保険法第四十条第二項の規定による期間を経過した者（同法第四十一条第一項の規定に該当する者を除く。）

2. 雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者に対する同法第四十一条第一項の規定の適用については同項中「当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、前節に定めるところにより、求職者給付を支給する」とあるのは、「前節に定めるところにより、求職者給付を支給する。この場合において、その者に係る所定給付日数は二百三十日とし、当該公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、当該所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる」とする。

3. 雇用保険法附則第十一条第一項に規定する継続雇用特例被保険者に対する同条第二項の規定の適用については、同項中「受給期間内に失業保険金を支給することができる日数」とあるのは「失業保険金を支給することができる日数に百八十日を加えた日数」とする。

（雇用保険法に基づく日雇労働被保険者の求職者給付に関する特例）

第四条　雇用保険法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者のうち、日雇労働者の就職が著しく困難である地域として労働大臣が指定する地域（以下その条において「指定地域」という。）内に居住し、又は指定地域内にある同法第五条第一項の適用事業に雇用される者であって政令で定めるものに対する同法第三章第四節の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一、雇用保険法第四十五条の規定の適用については、同条中「二十八日分」とあるのは、「十四日分から二十七日分までの範囲内において、雇用及び失業対策緊急措置法（昭和　年法律第　号）第四条に規定する指定地域に係る日雇労働者の就職状況を考慮して政令で定める日数分」とする。

二、雇用保険法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「二十八日分納付されている」とあるのは、「雇用及び失業対策緊急措置法第四条第一号の規定により読み替えられた第四十五条に規定する政令で定める日数分納付されている」とする。

（船員保険法に基づく失業保険金に関する特例）

第五条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業保険金を支給を受けることができる者に対する同法第三章第四節の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一、船員保険法第二十三条ノ九第三項の規定の適用については、同項中「給付基礎日額ノ百分ノ八十」とあるのは、「給付基礎日額」とする。

二、船員保険法第二十三条ノ十第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。

三、船員保険法第二十三条ノ十二の規定の適用については、同条第一項中「二百四十日」とあるのは「四百二十日」と、「百八十日」とあるのは「三百六十日」と、「百二十日」とあるのは「三百日」と、同条第二項中「九十日」とあるのは「二百七十日」とする。

（読替規定）

第六条　第四条に規定するもののほか、これらの規定を適用する場合における雇用保険法及び船員保険法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三章　失業対策事業等の拡大

（緊急失業対策法の効力に関する規定の不適用）

第七条　中高年令者等の雇用促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定は、適用しない。

（失業者の就労の機会の拡大）

第八条　国は、失業者の就業の機会を確保するため、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）に基づき、失業対策事業の積極的な実施を図るとともに、公共事業への失業者吸収率（同法第十二条の規定による失業者吸収率をいう。）を引き上げる等の措置を講ずるものとする。

第四章　大量解雇の規制

第一節　大量解雇の規制

（大量解雇の届出）

第九条　事業主は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる人数の労働者を三月の期間内に解雇しようとするときは当該解雇の日（その解雇の全部が同一の日に生じない場合にあっては、その解雇のうち最後の解雇の日）の少なくとも三月前までに、その旨を中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会に届け出なければならない。

一、その使用する労働者の数が三十人未満の場合にあっては、五人以上の労働者

二、その使用する労働者の数が三十人以上三百人未満の場合にあっては、その使用する労働者の総数の百分の十五以上の労働者

三、その使用する労働者の数が三百人以上の場合にあっては、五十人以上の労働者

2. 前項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、しなければならない。

一、解雇しようとする労働者の人数

二、解雇の予定日

三、雇用の事由
四、解雇すべき労働者の選定基準
五、使用する労働者の人数
六、その他労働省令で定める事項

3. 前項の書面には、当該事業の経理の状況を記載した書類その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4. 事業主は、第一項の届出をする場合には、当該届出に係る事項を、当該事業所の労働者で組織する労働組合に通知するとともに、当該事業所の労働者に周知させる措置を講じなければならない。

5. 第一項の労働者には、所定労働時間の特に短い者、日々雇用される者、二月以内の期間を定めて雇用される者、季節的に雇用される者等であって二月以上継続して使用されるに至ったものを含むものとする。

（大量解雇の制限）

第十条　事業主は、次条第一項の勧告又は同項の勧告をしない旨の通知がなされるまでは、前条第一項の届出に係る解雇をしてはならない。

（調査、勧告等）

第十一条　中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会は、第九条第一項の規定による届出があったときは、三月以内に、当該事案について必要な調査を行い、当該解雇がやむを得ないと認められる場合（当該解雇が経営上避けることができないものであり、かつ、他の手段によっては事業の継続が不可能となると認められる場合に限る。以下この項において同じ。）を除き、事業主に対し、当該解雇の全部若しくは一部を取りやめ又は当該解雇に代わるべき措置として操業短縮、一時帰休その他必要な措置を採るべきことを勧告し、当該解雇がやむを得ないと認められる場合には、事業主に対し、勧告をしない旨を通知しなければならない。この場合において、当該届出に係る事業所に、その労働者で組織する労働組合があるときはその労働組合、その労働者で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2. 中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会は、前項の勧告又は通知をするに当たっては、当該解雇が地域住民の経済生活に及ぼす影響、解雇される労働者の生活の困窮の程度等についても配慮しなければならない。

3. 中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会は、第一項の場合において必要があると認めるときは、第九条第一項の届出に係る事業と密接な関係のある元請負人等に対し、当該届出に係る解雇の全部又は一部を取りやめることができるようにするため必要な援助の措置を採るべきことを勧告することができる。

（勧告に従わない場合の措置）

第十二条　中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会は、前条第一項の規定による勧告を受けた事業主が、当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、その旨及び当該勧告の要旨を公表するものとする。

2. 公共職業安定所その他の職業安定機関は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該事業主に対し、期間を定めて職業紹介活動を停止する等必要な措置を講ずることができる。

第二節　中央雇用調整委員会及び地方雇用調整委員会

（中央雇用調整委員会の設置及び権限）

第十三条　この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行うため、労働大臣の所轄の下に、中央雇用調整委員会を置く。

（中央雇用調整委員会の組織等）

第十四条　中央雇用調整委員会は、労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）各七人並びに公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）五人をもって組織する。

2. 労働者委員は、労働組合が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

3. 委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 委員は、非常勤とする。

5. 中央雇用調整委員会に会長を置く。

6. 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

7. 会長は、中央雇用調整委員会の会務を総理する。

8. 中央雇用調整委員会に関する事務を処理させるため、中央雇用調整委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

9. この法律に規定するもののほか、中央雇用調整委員会に関し必要な事項は政令で定める。

（地方雇用調整委員会）

第十五条　この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行うため、都道府県に、地方雇用調整委員会を置く。

2. 前条の規定は、地方雇用調整委員会について準用する。この場合において同条第一項中「七人」とあるのは「五人」と、「五人」とあるのは「三人」と、同条第二項中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第九項中「政令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。

（職権）

第十六条　この法律に規定する中央雇用調整委員会及び地方雇用調整委員会の権限は、第九条第一項の届出に係る解雇か二以上の都道府県の区域内に存する事業所について行われる事案については中央雇用調整委員会が行い、当該解雇が一の都道府県の区域内に存する事業所についてのみ行われる事案については当該都道府県の地方雇用調整委員会が行う。

第五章　企業の倒産等に伴う不払労働債権の保全のための措置

（不払労働債権の保全のための給付金制度の創設）

第十七条　企業の倒産等により不払となった賃金及び退職金を保全し労働者の生活の安定を図るため、別に法律で定めるところにより、国が、事業主から徴収する賦課金及び国の支出金を財源として、当該不払となった賃金及び退職金に代わる給付（以下次条において「給付金」という。）を行う制度を設けるものとする。

（給付金制度の内容）

第十八条　前条の規定による給付金制度は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一、給付金は、事業主が次に掲げる事由に該当するに至ったときに、労働者の請求に基づき、支給するものとすること。

イ、破産宣告、和議開始決定、整理開始命令、特別清算開始命令又は更生手続開始決定があったとき

ロ、その他賃金、退職金の支払が著しく困難であると認められるとき

二、給付金の額は、前号イ又はロに掲げる事由の発生の日以後において不払となっている賃金の全額及び退職金（一定額を限度とする。）の額に相当する金額とすること。

三、国は、給付金の支給をしたときはその支給した金額の限度において、当該労働者の有する不払に係る労働債権を取得するものとすること。

四、給付金制度の発足の際現に不払となっている賃金及び退職金についても、国は、前三号の定めるところに準じて、特別の給付金を支給するものとすること。

第六章　罰　則

第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一、第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項の解雇をした者

二、第十条の規定に違反した者

第二十条　第九条第四項の規定に違反して、通知せず、又は周知させるための措置を講じなかった者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の義務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日等）

1.　この法律は、昭和五十一年一月一日から施行し、第九条の規定は、同条第一項の規定に該当する解雇であって当該解雇の日（その解雇の全部が同一の日に生じない場合にあっては、その解雇のうち最後の解雇の日）が同年四月一日以後であるものから適用する。

2.　第二章の規定は、昭和五十年四月一日以後この法律の施行前に雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下「一般受給資格」という。）同法第三十九条第二項に規定する特例受給資格（以下「特例受給資格」という。）又は船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定により失業保険金の支給を受けることができる資格（以下「船員受給資格」という。）を取得した者についても適用する。

3.　前項に規定する者のうち、この法律の施行前に、同項の期間内に取得した一般受給資格（以下この項において「前の一般受給資格」という。）、特例受給資格（以下この項において「前の特例受給資格」という。）又は船員受給資格（以下この項において「前の船員受給資格」という。）に基づく求職者給付又は失業保険金の支給を受け終った者又は前の特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることなく雇用保険法第四十条第二項の規定による期間を経過した者であって、この法律の施行の際現に失業しているものに対する第二章の規定の適用については、これらの者は、この法律の施行の日（前の特例受給資格を取得した者であって、この法律の施行の日以後に雇用保険法第四十条第二項の認定があった日から起算して五十日（当該認定があった日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が五十日に満たない場合には、その日数）を経過するものについてはその経過する日の翌日）において、前の一般受給資格又は前の特例受給資格を取得した者にあっては新たに一般受給資格を取得した者と、前の船員受給資格を取得した者にあっては新たに船員受給資格を取得した者とみなす。この場合において、新たに一般受給資格を取得した者の同法第十三条に規定する基本手当の受給資格に係る離職の日は、当該前の一般受給資格又は当該前の特例受給資格に係る離職の日とし、新たに船員受給資格を取得した者に係る船員保険法第三十三条ノ三第一項に規定する船員として船舶所有者に使用されなくなった日は、当該前の船員受

（経過措置）

給資格に係る船員として船舶所有者に使用されなくなった日とし、また、これらの者に係る雇用保険法第二十二条第一項又は船員保険法第三十三条ノ十二第一項に規定する所定給付日数は、百八十日とする。

（廃止）

4. この法律は、その施行の日から三年以内に廃止するものとする。

雇用及び失業対策緊急措置法案

提案理由説明

私は、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となりました「雇用及び失業対策緊急措置法案」について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回、雇用・失業保障に関する緊急要求に関して、総評、同盟、中立労連及び新産別の労働四団体の統一要求がまとまり、それと緊密に結合したかたちで、「雇用及び失業対策緊急措置法案」を共同提案することになりましたことは、「最低賃金法案」に劣らずわが国の労働運動の歴史において、誠に意義深いものと考えるものであります。

近年、わが国経済は、「高度成長」をとげ、工業生産力は資本主義国においてアメリカに次いで第二の地位を占めるにいたりました。東南アジア等々の諸外国への年間資本輸出量においても、今や日本の大企業は、アメリカに次いで第二位となっております。

しかしながら、一方では、戦後三〇年最大の不況のもとで、中小零細企業の倒産や経営難による労働者の解雇、さらには不況を口実とした大企業における解雇一時帰休、出向、配転など、雇用不安の拡大により、雇用・失業情勢は急速に悪化し、深刻な社会問題となっております。

労働省の調査でも、今年一月から六月の上半期の解雇、「希望」退職その他なんらかの理由で離職を余儀なくされた労働者数は、二百九十万四千人にのぼっております。

理　由

最近における著しい経済的不況により多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある現状にかんがみ、労働者の生活の安定を図るため、緊急に、失業に関する給付の改善を行うとともに、労働者の失業を予防し、及び雇用の機会を増大させるため必要な措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

いわゆる完全失業者は約百万人におよんでおります。しかもこの統計には、家業に復帰した出稼農民やその他の短時間就労者などは含まれておらず、これらを含めた失業者数は三百万人に達すると推定されております。

昨年十月に一をわって〇・九六となった有効求人倍率は、今年になってさらに低下しつづけ、とうとう〇・五程度にまで落ちこむにいたりました。求職者二人に一人しか就職の機会がない状況において、ひとたび職を追われた労働者の再就職はきわめて困難になっており、雇用保険法において定められている失業給付日数をすぎてもなお再就職できない失業者が急増しているのであります。また昨年までは職につくことのできた出稼労働者の多くも、今年は職が得られないままになっているのであります。日雇労働者は二ヵ月に二十八日の職につけずに、印紙の売買が多発しているばかりか、地域によっては月に数日しか職にありつけないほどになっております。

企業倒産が、負債一千万円以上のものだけでも月に一千二百件をこえるほどに深刻化し、賃金の不払いも急増しております。賃金も支払われないなどという状態が放置されてよいはずはありません。

いのちのつなである失業給付さえ切れてしまう失業は、労働者とその家族にとって緩慢なる死を意味します。事態の改善はきわめて急を要するといわねばなりません。

四党は、このような状況にかんがみ、失業者の生活を守り、またこれ以上失業者が増加するのを防ぐために、緊急措置法を制定することを共同提案する次第であります。

次にこの法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、深刻な不況の中で、失業給付の改善、不払労働債権の保全、失業対策事業の拡大、雇用調査委員会の設置による大量解雇の規制等の緊急措置を、三年間の時限立法として実施し、雇用の安定と失業者の生活保障とをはかることを目的としております。

第二は、雇用保険法に基づく失業給付の改善についてであります。

この法律は、失業給付日数を一律に一八〇日延長すること、出稼労働者についても特例一時金のほかに一八〇日までの給付をもうけることにいたしております。基本手当の日額は、一律に賃金日額の八〇％に引上げることといたしております。

日雇労働求職者給付金の受給要件である印紙保険料の納付日数は、現行の二分の一である二ヵ月十四日を限度として、就労日の特に少ない地域は政令で定めるところにより引下げることといたしております。

第三に、大量解雇の規制についてであります。

この法律は、事業の規模ごとに定める一定数以上の労働者を三月の期間内に解雇しようとするときは、少なくとも三月前までに、その旨を中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会に届け出なければならないものといたしております。

この対象となる労働者には、臨時工、パートタイマー、日雇労働者、二ヵ月以上季節的に雇用される者も含まれることといたしました。また届出の書面には解雇の理由、解雇すべき労働者の選定基準事業の経理状況等が記載されなくてはならないこととといたしております。

中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会は、届け出があったときは、三ヵ月以内に、当該労働組合又は当該労働者の代表者の意見を聴取するとともに、当該事業について必要な調査を行い、事業主に対し、不当な解雇等については解雇の取りやめ等の必要な措置を採るべきことを勧告し、当該解雇がやむを得ないものと認めるときは、勧告をしない旨を通知するものといたしております。

この場合、母子家庭、身障者等を扶養する者等、解雇される労働者の生活の困窮の程度等について配慮しなければならないこととといたしております。

なお、右の勧告にあたり、必要がある時は、当該事業と密接な関係のある元請事業等に対しても必要な援助措置を勧告できることといたしております。

事業主は、勧告又は通知がなされるまでは当該解雇をしてはならないものといたし、事業主が勧告に従わない場合には中央又は地方の雇用調整委員会は、勧告を公表することができるものといたし、職業安定機関は、職業紹介活動を停止する等、必要な措置を講ずることができるものといたしております。

中央雇用調整委員会は労働省に、地方雇用調整委員会に都道府県に置くものといたし、それぞれ労使同数の代表委員と公益委員をもって組織するものといたしております。

第四に、企業倒産等に伴う不払労働債権の保全措置についてであります。

この法律は、企業倒産等により不払となった賃金（一時金、退職金を含む）等の労働債権を保全し、労働者の生活と権利を守るため、別に法律で定めるところにより、国が事業主から徴収する賦課金と国の支出金を財源として、当該不払となった賃金、退職金等に代わる給付を行う制度を設けるものといたしております。なお、中小零細企業負担については、減免の措置を講ずることが適当であると考えております。

第五に、失業対策事業等の拡大についてであります。

この法律は、失業者の就労の機会を確保するため、中高年令者等の雇用の促進に関する特別措置法附則第二条の規定による制限を撤廃し、緊急失業対策法に基づく失業対策事業等の拡大をはかることといたしております。

最後に、この法律は、昭和五十一年一月一日から施行し、三年以内に廃止するものとすることといたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして、御説明申し上げました。

この法律案は、労働四団体のみならず、未組織の労働者を含む三千六百万全労働者とその家族の切なる要求であることを十分に勘案され、御審議のうえ、何とぞ速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

一九七五・一一・五

地方交付税法の一部を改正する法律案要綱

日本社会党
公明党

一、地方交付税率の引上げ（第六条関係）

地方交付税率を百分の三十五（現行百分の三十二）に引き上げること。

二、都の特例の改善（第二十一条関係）

(1) 地方交付税の算定にあたっては、現在都と特別区の基準財政収入額及び基準財政需要額を合算しているがこれを廃止して、都と特別区の存する区域はこれを別個に算定することとし、特別区の存する区域に係る地方交付税は、都に交付するものとすること。

(2) 都は、前記(1)によって交付された地方交付税の額に相当する額については、都区財政調整交付金の財源に充てなければならないこととすること。

三、第二地方交付税制度の創設（附則第二十二項から附則第三十五項まで）

(1) 第二地方交付税は、昭和五十年度から昭和五十二年度までの間の臨時的制度とすること。

(2) 第二地方交付税の税率は、所得税法人税及び酒税の百分の八とすること。

(3) 第二地方交付税は、第一種交付税及び第二種交付税とし、その総額の割合は、それぞれ百分の五十とすること。

(4) 第一種交付税は、各地方団体の人

口及び面積に応じ、すべての地方団体に対して交付するものとすること。

(5) 第二種交付税は、当該年度の前前年度における決算の民生費及び単独普通建設事業費の額に応じ、普通交付税の交付団体に対して交付するものとすること。

四、臨時地方財政交付金（附則第三十六項・附則第三十七項）

昭和五十年度に限り、同年度における普通交付税の額と第二地方交付税の額との合算額が同年度における普通交付税の当初決定額に満たない地方団体に対し、その不足額を臨時地方財政交付金として、交付することとすること。

五、臨時地方特例交付金（附則第三十八項から附則第四十項まで）

昭和五十年度に限り、同年度の普通交付税の交付団体に対して、七百八十一億円の臨時地方特例交付金を交付するものとすることとし、その算定方法等については、政令で定めることとすること。

六、財源措置（附則第三条関係）

(1) 前記一、三、四及び五の措置に伴う財源は、一般会計の負担とすることとすること。

(2) 昭和五十年度に限り、前記一及び三の措置に伴う財源については、資金運用部資金からの借入れにより措置することとし、その償還金及び利子は一般会計の負担とすること。

七、昭和五十年度における地方債の起債の特例（附則第四条関係）

昭和五十年度に限り、地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないようにするため、地方財政法五条一項ただし書の規定にかかわらず財源の不足に充てるため地方債を起こすことができることとすること。

地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由説明

私は、日本社会党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、不況とインフレは地方財政の上にもきわめて深刻な影響を及ぼすに至っており、法人関係税を中心とする地方税の収入見込額は、本年度の当初見込額に対し、一兆六三二億円も減収すると推定されております。また、国税三税の収入見込額が減少することに伴い地方交付税交付金も当初予算計上額に対し、約一兆一、〇〇五億円の落ち込みを生ずることが見込まれているのであります。一方、自治体においては、地方公務員の給与改定や第四次不況対策等による新たな財政需要に迫まられており、当初計上額に対する落込額はもちろんのこと落込率においても、昭和四十年度及び四十六年度を大幅に上回り、今や戦後最大の財政危機に直面しているのであります。

このように地方財政が危機に直面することとなったのは、引き続く不況とインフレに基因しているのでありますが、その根本的な原因としては、歴代自民党政府が、住民福祉の充実や生活基盤の整備よりも、産業基盤の整備など中央集権化のもとに大企業優先の高度経済成長政策を推進してきたことによるものであります。そのため自治体においては、過疎、過密、公害その他の対策に伴う厖大な財政需要をひきおこすことになりましたがこれに対し国が充分な自主財源を付与しなかったことによるものであります。

さらに重大な問題は、今日の地方財政の危機を契機として、単に財政上の問題だけではなく、自民党政府のもとにおいて地方自治そのものの危機をも迎えていることであります。

われわれは、このような地方財政の危機を打開し、自治体の自主的な行政運営を確保するため、当面の緊急対策を講ずるとともに、昭和五十一年度以降の地方財政の長期的な見通しにたって、抜本的な恒行対策を講ずべきことを政府に要求してきたのであります。

しかしながら、今回の自民党政府の地方財政対策によりますと、地方交付税率の三二%は依然として据え置かれたままになっており、国の一般会計の負担としては、僅かに臨時地方特例交付金二二〇億円の措置を講じたに過ぎず、その大部分は、後年度における償還のための財源措置を講じないまま、その全額を資金運用部資金の借り入れに依存しているのであります。また、地方税の減収補てんのための地方債については、政府資金の引受は一九%程度、利子負担の軽減を含めても約四〇%程度であって、今後の償還のための財源については何らその対策を講じてはいないのであります。さらに加えて、第四次不況対策としての公共事業等の追加に伴う地方負担についても、全額、地方債に依存しているに過ぎません。

しかも、これらの地方財政対策は、あくまで地方財政計画ベースに基づく措置でありまして、地方財政計画を上回る現実の自治体の財政需要の実態は全く無視されているのであります。

以上のような自民党政府の地方財政に基づく政府案では、今日の地方財政危機の打開どころか、後年度においても地方財政を一層深刻な危機に追いやることは明白であります。

したがいまして、この際、地方交付税率の引き上げ措置等を含め、恒久的な一般財源の充実強化を図り、もって地方財制の危機を打開し、自治の発展を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、最近における地方行政需要の増大に対処するため、昭和四十一年度以来、据え置かれてきた地方交付税率の現行三二%を三五%に引き上げることとしております。

これによる昭和五十年度の地方交付税の増加額は、三、一〇一億四千万円となりますが、この額については、昭和五十年度に限り、交付税特別会計において資金運用部資金から借り入れることとし、その元利償還については、昭和五十一年度において、国の一般会計の負担で償還することにしております。

第二は、最近の地方財政の危機的状況を緊急に改善するため、昭和五十年度から同五十二年度までの間に限り、国税三税の八%に相当する額をもって、第二地方交付税を創設することとしております。

その内容は、第一種交付税と第二種交付税に区分し、それぞれ第二地方交付税総額の$\frac{1}{2}$の額としております。

また、その配分についてでありますが第一種交付税については、人口一人あたり、九九六円、面積一平方キロメートル当り二七万七、三五五円を単位金額として、すべての都道府県及び市町村に対して交付することとしております。

第二種交付税については、前前年度の決算における民生費の額千円につき一三五円、同じく決算における単独普通建設事業費の額千円につき九六円を単位金額として交付団体に対して交付することとしております。

なお、昭和五十年度の第二地方交付税の総額は、八、二七〇億四千万円となりますが、この額については、本年度に限り、交付税特別会計において資金運用資金から借り入れることとし、その元利については、昭和五十一年度において国の一般会計の負担で償還することとしております。

第三は、昭和五十年度における異常な歳入不足等による地方財政の窮状に着目するとともに、不況対策としての各種の財政支出の増大などに対処するため、交付団体に対して、昭和五十年度に限り、国の一般会計の負担で、臨時地方特例交付金七八一億円を交付することとしております。なお、この配分については政令に委任することとしております。

第四は、この改正案により、昭和五十年度における普通交付税の額と第二交付税の額の合算額が、改正前の現行地方交付税法による当初算定の普通交付税の額に満たない地方団体に対して、その満たない額を、昭和五十年度に限り、臨時地方財政交付金を交付することとしております。

なお、この臨時地方財政交付金は、約一、〇〇〇億円と見込まれますが、これは国の一般会計で負担することとし、その交付に必要な事項は自治省令で定めることにしております。

第五は、都の特例について改善することとしております。すなわち、都の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定に当たっては、特別区の存する区域を市とみなした場合に得られる基準財政収入額及び基準財政需要額を加算する特例を廃止し、特別区の存する区域を市とみなして都とは別に算定することといたしております。なお、その結果、都に交付される特別区分の普通交付税について、都はその額を都区財政調整交付金の財源に充てるものといたしております。

第六は、昭和五十年度に限り、自治体の財政運営に支障が生ずることがないようにするため、地方財政法第五条第一項ただし書の規定による地方債を起してもなおその財源に不足を生ずる場合には、その不足額に充てるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができることとしております。

なお、政府は、地方税の減収補てんに伴う地方債については、政府資金でその八割以上を引き受けるべきであります。

以上が、本法案の提案理由とその概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、速やかに御可決なされますようお願い申し上げます。

「財政危機打開と財政改革の提案」

国民税制調査会は、昭和四十八年度において、「当面の税制改正についての提案」および「昭和四十九年度緊急租税政策の提案」、さらに、四十九年度には「インフレ下の租税政策と税制改正に対する提案」を行い、引きつづいて、現在の財政危機と昭和五十一年度税制改正を中心とする諸問題について検討してまいりましたが、このたび、別紙の通り「財政危機打開と財政改革の提案」をとりまとめました。

当調査会は、関係各位が、財政危機打開と財政改革の重要性を認識され、この提案を早急に実現するよう要望するとともに、政府は速やかに、その実施をはか

昭和五十年度国民税制調査会四次提言
財政危機打開と財政改革の提案

一九七五年十月二十九日

国民税制調査会

代表委員　佐藤　進

事務局長　和田八束

委員　北野弘久

委員　鈴木武雄

委員　高橋　清

委員　高橋　誠

委員　北川　孝

委員　村山きよ子

委員　飛鳥田一雄

委員　村山喜一

委員　佐藤観樹

委員　細谷治嘉

委員　安恒良一

委員　筒井安忠

委員　真柄栄吉

るよう要求します。

一、当面の財政問題について

現在、国家財政、地方財政ともに、大幅な歳入欠陥によって、かってない〝危機〟に直面している。この原因が、政府の政策的失敗によるインフレと、その後の不況によることはいうまでもない。また同時に、高度成長型の中央集権財政が一挙に矛盾をあらわにしているものでもある。政府は国債発行などによって当面の危機をのり切ろうとしているが、財政の基本路線を転換しないかぎり、かえって矛盾を拡大させるだけである。

政府は、これまでの経済・財政政策の誤ちを反省し、高度成長、大企業優先の路線を国民福祉と地方自治拡大の方向へと転換すべきであり、このことが、当面の財政問題への対処にとっての前提でなくてはならない。

一、（不況対策）　現在の財政政策の中心は、不況対策におかれている。第四次不況対策では八千億円の公共事業が追加され、赤字国債発行が不況対策の役割りとしても考えられている。

しかし、これらの不況対策は、①具体的な雇用対策に欠けていること、②大型プロジェクト中心の公共事業をめざすものであること、③地方財政対策が不十分であることなど、政策内容からも実効性からも疑問である。このような不況対策は、高成長時代そのままのものであり、財政転換をおくらせるものにほかならない。また、インフレ問題も決して過去になったわけではない。

われわれは、景気はすでに回復過程に入っており、インフレの危機がなお続いているという認識に立って大型プロジェクト中心の需要政策には反対する。いま必要なことは、①雇用安定対策の具体化、②地方自治体による生活関連社会資本整備の拡大、地場産業、中小企業対策、などである。したがって、国による資金調達をめざしつつその実施は地方自治体を中心として、キメ細かな内容をとらねばならない。

さらに、個人消費への圧迫を緩和するため、①所得税減税、②公共料金の抑制、間接税の減税、を行うべきである。

二、（国債発行）　本年度の歳入欠陥を安易に国債発行で穴うめし、財政支出の再検討や税財政制度改革を後まわしにすることには反対である。雇用対策給与改定、地方財政費などについて必要な財源を国債に求める場合には、その前提条件としてまず、①不要経費の削減、②法人課税等の軽減措置の廃止などを行わねばならない。

国債発行に際しては、①一般応募による消化を拡大し、②そのために国債応募者利回りを高めるとともに、③償還期限を短くする、ことが必要でありこれによって国債増発に歯どめをかけるべきである。また日銀の買オペ増大や政府及び市中銀行との癒着を排し、通貨政策の民主化と独立化をはかるべきである。

国債とともに地方債、政保債も増加する状勢にかんがみ、これらを含めた公共債発行のルールを確立しなくてはならない。なお国債についてはのちにのべる中期財政計画とあわせて償還計画の裏づけを明確にする必要がある。

また政府は、五一年度にも国債の大幅発行を予定しているが、これは厳にいましめられなくてはならない。五一年度は、景気上昇となることが予想されるので財政からの刺激をつつしみ、物価対策に力を入れるべきであるし、次に述べるような税財政改革を行うことによって、これまでの財政からの脱却をはかることに全力を注ぐべきである。

三、（中期財政計画）　今後の財政がどのような構造をとるか、財政収支がいかなるバランスをとるかなどを明確にさせるために、中期（三年ないし五年）の財政計画を策定する必要がある。しかし、これは単なる見通しでなく、積極的改革を実行するための内閣の責任ある計画とせねばならない。この計画は国民および国会に公開されるものでなくてはならず、またそこでは政府施策の優先順位が明示されねばならない。そして福祉政策路線が明確に打出されると同時に、およそ次のような内容をもった、財政改革プログラムが盛り込まれるべきである。

①　財政支出の削減と再検討

とくに問題となるのは公共事業費と防衛事業費である。公共事業費は産業基盤投資と整理と抑制をはかり防衛費は思い切った削減をすべきである。また予算の三分の一をしめている各種補助金を整理し、国と地方との財政分担を明確にすべきである。

② 税制改革

税制では税の公平化を基本にし、とくに資産課税の強化、法人土地に対する財産課税の実施、法人課税の改革が行われる必要がある。これらについての具体的提案は、別にのべることにする。

③ 社会保障財政の確立

社会保障拡充のため、その財政制度を改める必要がある。それは年金における賦課方式の導入、すべての老令者への年金給付、社会保険料の応能負担の強化、社会保険における雇用者負担の拡大などである。

④ 国債の償還計画と好況時の財源留保

国債整理基金への繰入額を拡大すると同時に、景気調整積立金の形成を国に義務づける。

四、(地方財政) 地方財政危機は、自治体の責任でなく、国による〝経済災害〟であり、中央集権的財政によるものである。したがって、当面の地方財源不足に対しては、国が財政措置をするべきである。すなわち、①地方交付税収不足分に対する財源補塡債の発行と償還財源の保障が緊急に行われる必要がある。なお、これらの財源対策は今後の財政需要増のウラづけとなるものであるから、地方財政計画ベースによる財源不足に対してでなく、実際の財源不足に対して行われなくてはならない。

さらに、これらの一時的施策に止まることなく、五一年度以降、地方への財源委譲、交付税制度の改革、補助金整理などを行い、地方自治を基礎とした分権的財政の確立をめざすべきである。

一、昭和五一年度税制改正・地方財源不足対策について

一、税制改革の基本方針

すでに述べたように、インフレと不況の下で、かってない苦境におかれている国・地方財政をたてなおし、インフレと不況の結果生じた国民生活の被害を救済し、税の公平を実現するため次のような方針がとられなければならない。

① 税制改革は、法人課税の改革、租税特別措置の廃止、資産課税の強化を主な内容として、税の公平をはかるとともに、大企業、高所得者層への課税強化によって税収を確保すべきである。

② インフレによる税負担の不均衡を調整し、同時に、税制面から低所得層や経済的社会的弱者に対する救済措置をとるべきである。

③ 地方財政の危機を打開し、福祉財政の充実をはかるため、地方自治体の自主課税権を尊重しつつ、構造的に財源の充実をはかるべきである。

二、税制改正の具体的内容

(1) 増税対策

① 法人税の改正

法人税制においては、法人に独自の税負担を認め、給付能力に応じた課税を行うという基本的立場から、「法人利潤税」の方向で課税のあり方を改革する方向を進め、各種の特別優遇制度の廃止、資産所得税の強化をはかるよう改正する。

(イ) 法人税率は所得階級別に軽度の累進税率を採用し、大企業への課税を強化し、資本金一億円以下の企業には軽減税率を適用する。たとえば、資本金一億円以下、所得七〇〇万円以下二八%

(ロ) 税率区分(一年決算)は、現行四〇%を平均二・五%程度高めることを目標に

所得一億円以下	三七%
一~一〇億円	四二%
一〇億円以上	四七%

とする。なお、法人所得と法人規模との関連を経済的給付能力の尺度とみるという観点から資本収益率基準の導入などを検討する。

(ハ) 法人の受取配当は全額益金に算入し、配当軽課税率は廃止する。

(ニ) 交際費課税を強化し、損金不算入限度を引下げ、損金不算入率を、限度超過額の一〇〇%とする。また、寄付金課税を強化し、広告宣伝費への課税を行う。増資プレミアム等の課税も実施する。

(ホ) 貸倒引当金は大幅に縮小する。特くに金融機関の積立率と貸倒れ償却との距離が甚しい現状からみて、積立率を大幅に引下げる。

② 租税特別措置の改廃

大企業偏重、資産所得優遇の租税特別措置は、全面的に洗い直し、大胆に改廃すべきである。そのため、利子、配当優遇措置の廃止、各種の準備金、特別償却、特別控除の制度は廃止すべきである。引当金についても過大な積立てを抑制し、最低必要なものに限定すべきである。

(イ) 各種準備金、とくに価格変動準備金、公害防止準備金、海外投資損失準備金、証券取引責任準備金、株式売買損失準備金、異常危険準備金など、大企業優遇の制度の改廃を行うべきであり、積立率の圧縮、制度の整理、廃止を行う。

(ロ) 技術等海外所得の特別控除や試験研究費の税額控除等についても適用の対象、費用の計上の制限する等の

措置をとるべきである。

(ハ) 医師の社会保険診療報酬の特例に関しては、これを廃止し、診療経費及び研究費などについては適切な実額控除を行うようにすべきである。

(ニ) 利子、配当分離課税は廃止し、総合累進課税とすべきである。配当所得の確定申告不要限度額は引下げるとともに、有価証券譲渡所得課税を全面的に復活し、有価証券取引税とは別に課税すべきである。

(ホ) 国の租税特別措置の地方税へのハネ返りを遮断し、地方税独自の減免措置も、国の場合と同様、大胆に改廃すべきである。

③ 法人所有の土地に対する財産税の創設

土地騰貴のかげで、巨額のインフレ利得をえている法人所有の土地に新たに財産税を課す制度を設けるべきである。

これまで、法人所有の土地の含み資産が巨額にのぼり、東商上場会社の土地の含み資産は六九兆円にのぼると推計され、これに再評価税または土地増価税を課すべきであるという提案がなされている。この提案は検討に値するが、土地再評価税の実施にともなう各種の問題を考えた場合、むしろ、法人所有の土地に財産税(税率一～三%)を課するのが適切である。

④ 富裕税の新設

所得税の補完税とくに資産所得(利子・配当所得等)に対する所得税の不備を補うものとして経常的財産税である富裕税を新設する。課税対象は、預貯金、有価証券、土地・建物・宝石・貴金属類、等とし、毎年課税を行う。この場合、年所得二千万円以上の所得者を対象とすることをめざし、シャウプ税制の際の物価水準等を勘案すれば、ほぼ資産二億円以上のものに対し、税率一～三%程度の軽い累進税率を課する。

⑤ 自動車関係税制

(イ) 自動車重量税及び自動車取得税を引上げる。このさい、大衆輸送機関の整備がおくれている地方部では自動車が必需的交通手段化している現状にかんがみ、これらの大衆輸送機関の整備をおしすすめる必要がある。

(ロ) 揮発油税、地方道路税、石油ガス税、軽油取引税の税率を上げ、大衆公共輸送等必要部分はすえおく。

(ハ) 道路目的税に固定化することなく鉄道その他公共輸送機関の整備財源にも充当できるように改める。

(ニ) 自動車燃料税を中心とする道路財源の地方(とくに市町村)委譲をおしすすめる。

⑥ 会社臨時特別税

会社臨時特別税は、さらに延長し徴収する。

(2) 減税対策

インフレ下の物価上昇に伴う低所得層の実質的税負担増を調整するとともに、減税による消費需要拡大の効果をも考慮し、低所得層に力点をおいた所得減税を行うべきである。この場合、高額所得者層に対しては、逆に所得税の増税をはかると同時に、減税からも見はなされている低所得層に対して実質的な減税効果が及ぶような配慮を行うべきである。

(イ) したがって、所得税減税の方式はこれまでわれわれが提案してきた「税額控除」の方式(本人三万円)による減税を行うことが適当であり課税所得一千万円以上の部分については、この税額控除は適用せず、現行税率に一〇%上乗せした付加税を課すべきである。「税額控除」方式はなんら新規なものではなく、本年度のアメリカの減税法案で大規模に採用されているものである。

(ロ) 事業所得者については、白色専従者控除を実態に見合って大巾に引上げるなど軽減措置をとる。

(ハ) 所得税の高額所得層に対する付加税一、三〇〇億円の増収分を含め、臨時社会保障基金を設け、これを課税最低限以下の所得者の社会保険料の振り替え払いにあて、非納税世帯にも、減税効果を及ぼすようにするという提案がある。これは、低所得層の負担調整の面から、検討に価する方法であると考える。

(ニ) 個人消費の拡大を低所得層重点にはかるため、間接税の減税を行う。砂糖消費税率の引下げ、物品税の免除点引上げを行い、酒、たばこの税率引上げは行わない。付加価値税の導入には反対する。また公共料金の抑制をはかるべきである。

(3) 地方税関係

地方財政の拡充が、福祉財政充実の観点からみて重要であることはいうまでもないが、国からの財源委譲を前提として、分権型の財政構造を確立する必要があり、①自主課税権の強化、②制限税率の撤廃ないし幅の拡大、③国の租税特別措置の影響の遮断を基本として、できるだけ、地方自治体の自主的な決定が行われるよう保障すべきである。

① 個人住民税については、低所得層の負担軽減の立場から減税を行うべきであるが、所得税の地方委譲など地方財政の充実措置をとるべきである。所得税の委譲は、収入の安定性と伸張性そしてタックスペイヤーとしての住民意識などの点で適切でない。また高所得、資産所得への課税を強め、他方、個人住民税の均等割(都道府県・市町村ともに)廃止する。

② 法人事業税には付加価値標準ない

し外形標準（資本金、売上金額、固定資産額等）課税を採用し、個人事業税は廃止する。

非課税対象を大幅に縮少する。

なお、事業所税については、床面積を課税標準とするなど不適切不公平であるので事業税の改革と相まって都市税源の拡充策を再検討すべきであり、またこれを基準財政収入に算定するやり方は、都市財源補てんの立場および目的税の性格からみて不合理である。

③ 固定資産税、都市計画税については、小規模居住用資産および、零細な営業用資産については基礎控除の導入、累進課税をするなど「人税化」の方向を進めるべきである。

また、五一年度の評価替えにあたっては、工業、商業、住宅地の評価の適正化をはかり、農地については収益還元方式による評価を行うべきである。市街化区域内の農地の宅地並み課税措置については、慎重に再検討すべきである。

(4) 地方財源不足対策

不況とインフレの下で深刻な状況を迎えている地方財源不足に対処するには、その原因が高度成長型、中央集権型税財源構造によるものであるので、これを地方分権型に転換しなければ、抜本的対策とはなりえない。この観点に立って、当面の対策を講じる必要がある。

① 当面の対策

(イ) 地方交付税の減収については、国が全額補てんすることとし、国の地方への貸付け方式は行わない。あわせて、交付税率を引上げ、第二交付税（この部分は不交付団体にも配分する）を創設すること。

(ロ) 地方税の減収については財源対策の起債を認めること。なお、その償還は地方交付税で措置すること。

(ハ) 地方公務員の給与財源を保障し、とくに定員外職員の給与財源を確保すること。

(ニ) 地方自治体の単独事業財源を拡充すること。

(ホ) 国の特別減免税措置による地方税減収へのハネ返りを遮断すること。

② その他

(イ) 国・地方の税源を再配分し、とくに、所得税、法人税を地方に委譲し現在、国七、地方三の税源割合をおよそ五対五程度にすること。

(ロ) 地方交付税制度を改革し、基準財政需要額算定の不合理をなくすとともに、交付税制の民主化をはかること。

(ハ) 国庫補助金は大幅に整理し、地方の超過負担を解消するため、実額精算方式に改めること。

(ニ) 地方債発行については、政府資金の充当割合を高めるとともに、現行の許可制を廃止し、地方自治体の起債の自主性を拡大強化すること。

財政危機に対する対応のしかたは、国と地方自治体では異なる。国は赤字国債発行など財源調達を自主的に行えるのに対して、地方自治体の場合は、自由な対応の手段がいちじるしく制限されている。そして当面、国債発行と公共事業拡大の形で行われようとしている国の不況対策は地方財政に対するしめつけ強化とあいまって地方財政難を深化させる一方、地方自治体が先導的な形で展開してきた福祉行政を芽のうちにつみとる動きを示している。これはいままで数年間にわたって唱えられてきた福祉政策路線への転換がなお、国・地方の財政措置の面では定着するにいたっていないことを意味し、今後における抜本的改革の必要を示唆するものである。

（別表）

所得税の税額控除の金額は，本人につき（給与所得者３万円，事業所得者１万５千円），配遇者（１万５千円），扶養家族（１万５千円）の税額控除とする。

以上による実質課税最低限は次の通り。

	減税額	課税最低限	現行(政府案)
独身者	3 万円	1,147,000 円	800,000 円
夫婦者	4.5 万円	1,719,000 円	1,073,000 円
夫婦子１人	6 万円	2,299,000 円	1,418,000 円
夫婦子２人	7.5 万円	2,891,000 円	1,830,000 円

（注）(1) 減税分は，月額表，予定納税額に直ちに反映させること。

(2) 税額の計算の基礎となった給与所得控除は現行法（平年度ベース）による。

地方交付税及び地方債特例法案の審議経過とわが党の態度

日本社会党

一、地方財政危機の基本的原因

不況とインフレを直接の契機として地方財政は、地方税収入においては約一兆六百億円、地方交付税においても約一兆一千五億円とそれぞれ大幅な減収に見舞われ、加えて自民党政府の第四次不況対策によって地方財政は新たに二千六六億円の地方負担を強いられるなど、まさに危機的状況に直面している。こうした財政危機にもましてさ

らに重大なことは、自民党政府が「人件費攻撃」や「福祉先取の行政攻撃」をテコに勤労国民の分断と革新自治体の孤立化をはかり、地方自治そのものを否定しようとしていることである。

言うまでもなく今日の地方財政危機は自民党政府の不況とインフレ政策を直接の原因としているが、根本的には歴代自民党政府の地方財政軽視、すなわち貧困な自主財源の放置と高度成長政策下での中央集権化によるものであり、すぐれて体制的かつ国・自治体間の制度的矛盾の表われといえる。

二、地方財政危機打開の道

こうした地方行財政のあらゆる矛盾を顕在化させた今日の地方財政危機を緊急に打開する道は、当面する税収入の減収等を国の責任で措置するとともに次のような七大改革が同時に実行されねばならない。すなわち、①所得税等の地方移譲による自主財源の拡充、②大企業の社会的負担の強化、③第二交付税の臨時創設を含む地方交付税の増額と配分の民主化、④超過負担の廃止と国庫補助制度の民主化、⑤地方財制安定基金制度の創設、⑥経営主義的地方財政の転換、⑦財政自主権の保障である。

三、自民党政府の地方財政対策批判

こうした基本的課題に何ら着手することのないまま自民党政府の地方財政対策は、すべてを借金によって切り抜けようとするものである。すなわち、㈠大幅な歳入欠陥を生じた責任をすべて自治体に転嫁し、本年度以降の自治体の財政負担を異常に強要している、㈡財政危機が特に深刻な大都市自治体とりわけ不交付団体に対する措置が全く講じられていないこと、㈢地方税の減収に対する地方債についても政府資金引き受けは、僅か一九%であり、利子補給の措置を除いても約六割を縁故債にまかせ将来の地方財政の質的悪化を招いていること、㈣地方交付税の減額分に対する穴埋め措置について交付税率の引き上げをはかることなく借金で措置したこと、などである。これらの措置は、昭和四一年、四六年の不況下で講じられた地方財政対策さえ全く無視し、すべてを五三年度以降に引き延ばしたものであり、一言すれば地方財政危機打開どころかさらに深刻化させるものである。

四、わが党の要求と緊急危機打開策

わが党は、当面する財政危機を緊急に打開するとともに国・自治体の財政関係のなかで特に改革すべき地方交付税制度について、その抜本的法改正をはかるため次のような要求と「地方交付税法改正案」を提案した。

まず緊急の地方財政対策としては、①地方交付税の落ち込みについては利子のみならず元金についても国が責任を持つこと、②地方税減収補てん債については全額資金適用部資金で充当すること、③不況対策としての追加公共事業の地方負担分についても良質な政府資金による地方税と臨時特例交付金の交付によって措置すること、④自治体職員の給与改訂財源を保障することとの要求を行った。

またこうした緊急要求の実現と地方交付税制度の改革をはかるため、次のような「地方交付税法改正案」を公明党の同調を得て国会に共同提案した。

五、わが党の「地方交付税法改正案」の内容（法律案要綱参照）

六、附帯決議、特別決議とわが党の態度

地方交付税法改正案の提案によって自民党政府と対決するとともに、わが党は、本年度及び来年度以降の地方財政対策の充実を期すため、別紙①（衆議院）、②（参議院）のような決議を行うよう自民党に要求した。また参議院においては別紙②を各野党に提示し同調を求め、後述のような経過を経て別紙③のような野党共同の決議案の実行を自民党に要求した。

この結果、別紙④、⑤のような決議を行わせたが、これからもわかるように自民党政府は、五月一六日の自治省事務次官通達でも示されたように、人件費削減と革新自治体攻撃の意図を露骨に示し、不交付団体に対する財政措置の強化、自治体職員の既得権の保障などについて決議に明確にのせることに反対した。

七、わが党の地方交付税改正案及び決議案に対する各党の態度

わが党は、地方交付税法改正案に対し、各野党の同調を求めたが、衆議院においては民社反対、公明共同提案賛成、共産共同提案不同意、棄権、独自修正案の提案との結果になった。参議院においては、地方行政委員会は野党多数であり、野党が結束するならば自民党政府案を否決し、野党共同修正案を可決することが可能な状況にある以上、小異を残して大同につくことは大きな政治的意味があるとの立場から社会党は、各野党（参地方行政委員会には民社委員なし）に強く同調を求めた。しかしながら衆議院と同様共産党が自己の修正案に固執したため衆議院と同様の結果となり、保革伯仲の条件を生かすことができなかった。

公明党の同調を得られたことは運動の前進であるが、共産党の態度は、地方財政危機突破国民共斗会議の要求に背を向けたものであり、理解しがたい。すなわち、自民党政府の地方財政対策を借金政策として批判しておきながら新たに約四千億円の地方財政特別債の発行をはかるとの修正案は、地方財政危機打開の国民的要求に背を向けたものと言わざるをえない。

またとくに参議院において、わが党の提唱で野党間の統一決議案の策定が

図られたが、その過程においても、自治体職員の賃金改訂については、「円滑な労働関係が維持されるよう配慮し既得権等労働基本権を尊重すること」とのわが党案について、決議に盛り込むべき内容ではない、との理由で難色を示すなど自民党政府の人件費攻撃の本質を全く見失い、「全体の奉仕者論」の誤りに依然として固執するという革新政党らしからぬ態度に終始した。最終的には、「自治体職員の賃金改定に当っては、地方自治と住民の利益を守る立場で自治体職員が確立してきた既得権等労働基本権を尊重すること」との辞句修正をもって一致することとなったが、こうした態度こそ自民党の強い抵抗を打ちやぶれなかった一つの大きな要因と言わざるをえない。

八、今後のたたかい

地方財政危機突破国民共斗会議の運動を背景に、自治省や地方公共団体の財政逼迫を理由とした無茶苦茶な審議促進要求の欺瞞性を排し、わが党は徹底審議追及を行った。この結果、地方交付税引き上げに一定の展望を得るとともに減収補てん債の恣意的運用の廃止、不交付団体対策の強化、労使関係に対する不当介入の排除など今後の地方財政危機打開の斗いについて一定の成果を得た。こうした成果をもとにわが党は、来年度予算編成においてその実現を強く要求するとともに、十二月地方会議を中心に議会決議を推進する方針である。また自治体職員の賃金改定においては、自治省の不当な干渉をやめさせ、早期確定、合理化、既得権剝脱反対斗争を強化する。こうした斗いを強化することで前述の七大改革の実現をめざしたものである。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

別紙①

附帯決議（案）

日本社会党

一、地方財政計画と各地方団体の実態との乖離について、実態に見合った財政措置を講ずること。

二、本年度以降の地方税の減収にかかわる特別地方債の運用に当っては、不当な人件費削減を条件とすることなく、地方団体の財政需要及び減収の実態に即して措置するとともに、枠外債、退職債についても、地方団体の自主性と責任を尊重すること。

三、地方税について、国、地方を通ずる事務配分及びこれに基づく税財源の再配分について早急に検討すべきであるが取敢えず明年度から租税特別措置及び非課税措置の整理廃止、事業所税の課税団体の拡大、法人事業税における外形標準課税の導入、地方道路目的税源等の充実、地方団体の財政需要に即応する課税自主権の配慮等考慮すること。

四、地方交付税について、明五十一年度より地方交付税率を引き上げること。なお、不交付団体に対する財源措置を強化すること。

五、明年度以降補助負担金の超過負担について単価差、対象差、数量差を含め完全解消を引き続き実施するとともに国庫補助負担金制度の改善を行うこと。

六、地方税、地方交付税、国庫補助負担金及び地方債等地方団体が住民福祉の向上を期して自主的な財政運営に必要な税財源の根本的な改革については、今後の地方団体の役割及び我国経済の推移に鑑み、早急に抜本的改革を行うこと。

七、地方団体の職員の給与改定の促進及び給与支払の遅欠配を生じないよう措置するとともに、職員の既得権を侵害することなく、労働基本権が尊重され円滑な労使関係が維持されるよう配慮すること。

……

別紙②

地方財政の拡充強化に関する特別決議（案）

日本社会党

一、昭和五十一年度において、地方の一般財源の充実をはかるため、地方交付税率の引き上げをはかること。

二、不交付団体に対する財政措置を強化すること。

三、地方財政計画を実態との乖離について、実態に見合った財政措置を講ずること。

四、地方税の減収にかかわる特別地方債の運用に当っては、人件費削減を条件とすることなく、財政需要の実態に即して措置すること。とくに枠外債、退職債については、自治体の自主性を尊重すること。

五、自治体職員の賃金改定については、円滑な労使関係が維持されるよう配慮し、既得権等労働基本権を尊重すること。

六、租税特別措置による地方財政へのはねかえりを遮断し、地方税による非課税措置を整理、廃止すること。

七、事業所税課税団体を、当面人口三〇万以上の都市まで拡大すること。

八、地方税収入の安定的確保をはかるため、法人事業税について、外形標準課税及び付加価値標準課税を導入すること。

九、明年度以降補助負担金の超過負担について、単価差、対象差、数量差をふくめ完全解消を引き続き実施するとともに、国庫補助負担金制度の改革を行うこと。

十、地方団体の良質な財政資金の確保をはかるため、公営企業金融公庫を改組すること。

別紙③

地方財政の拡充強化に関する
特別決議（案）

社会、公明、共産、二院クラブ

一、昭和五十一年度において、地方の一般財源の確保充実をはかるため、地方交付税率の引き上げをはかるとともに総額確保のための借入れ措置等は今後一切行わないこと。

二、財政調整措置並びに都区合算方式の廃止など不交付団体に対する財政措置を強化すること。

三、明年度の地方財政計画の策定については、積算内容の改善合理化をはかること。とくに「本年においては実態に見合った財政措置を講ずること。」

四、地方税の減収にかかわる特別地方債の運用に当っては、交付団体、不交付団体の別、財政状況の如何にかかわりなく、また、住民サービスを低下させる人件費削減などを条件とすることなく財政需要の実態に即して措置すること。とくに海外債、退職債については自治体の自主性を尊重すること。

五、自治体職員の賃金改定に当っては、地方自治と住民の利益を守る立場で自治体職員が確立してきた既得権等労働基本権を尊重すること。

六、租税特別措置による地方財政へのはね返りを遮断し、地方税による非課税措置を整理、廃止すること。

七、事業所税課税団体を当面人口三〇万以上の都市まで拡大すること。

八、明年度以降国庫補助負担金の超過負担について単価差、対象産、数量差などを含め完全解消を引き続き実施するとともに、国庫補助負担金制度の改革を行うこと。

九、人口急増地域及び過疎地域の市町村に対する財政措置を充実し、住民生活の安定及び住民福祉の充実を計ること。

十、政府の財政措置と引きかえに指導、助言を口実とする自治権の侵害をしないこと。

……

別紙④

昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案に対する附帯決議（衆議院地方行政委員会）

一、昭和五十一年度の地方財政対策をたてるに当っては、地方交付税率の引上げ、臨時特例交付金の交付等を含め、地方交付税の所要額の確保等一般財源の強化充実に努めること。

二、昭和五十一年度の地方財政計画の策定に当っては、引き続き精算内容の改善合理化を図り、決算とのかい離の是正について十分配慮すること。

三、国、地方を通ずる事務及び税財源の再配分について早急に検討するとともに、とくに昭和五十一年度においては租税特別措置及び非課税措置の整理、事業所税の課税団体の拡大、法人事業税における外形標準課税の導入、地方道路目的税等の拡充を図ること。

四、昭和五十年度の財政措置をとるに当っては、

(1)交付団体・不交付団体の別、(2)給与の実態、(3)財政状況の如何にかかわらず、異った取扱いをしないこと。

五、地方債については、その総額を増額するとともに、政府資金の確保、償還期限の延長、手続きの簡素化等に努めるほか、金融事情の悪化にかんがみ、縁故債が円滑に消化されるよう関係機関との調整を図ること。

六、超過負担については、引き続きその完全解消措置を講じ新たな超過負担を生じさせることのないようにするとともに、国庫補助負担金制度の改善合理化を図ること。

七、人口急増地域及び過疎地域の市町村に対する財政措置を充実し、住民生活の安定及び住民福祉の充実を図ること。

八、地方公営企業金融公庫を地方団体中央金庫（仮称）に改組し、地方債資金の充実を図る等の方途を講ずること。

右決議する。

……

別紙⑤

地方財政の充実強化に関する決議

（参議員地方行政委員会）

一、昭和五十一年度の地方財政対策をたてるにあたっては、地方交付税率の引き上げを含め、地方一般財源の確保充実を図るとともに、後年度負担に配慮すること。

二、昭和五十年度の財政措置を講ずるにあたっては、不交付団体に対しても交付団体と同様の措置を行うこと。

三、昭和五十一年度の地方財政計画の策定については、実態に即するように積算内容の改善合理化を図ること。

四、地方税の減収にかかる特例地方債の運用にあたっては、交付団体、不交付団体の別、財政状況の如何にかかわりなく、また給与の実態を条件としないこと。また、退職手当債の運用にあたっても同様とすること。

五、国の租税特別措置による地方税への影響を遮断し、地方税の非課税措置の整理を図ること。

六、事業所税の課税団体の範囲の拡大を図ること。

七、昭和五十一年度以降、国庫補助負担金の単価差にかかる超過負担について完全解消措置を講ずるとともに、あわせて数量差、対象差についても引き続き、その改善合理化を図ること。

八、人口急増地域及び過疎地域の市町村に対する財政措置を充実し、住民生活の安定及び住民福祉の充実を図ること。

右決議する。

昭和50年10月９日第三種郵便物認可
1975年12月１日発行
政策資料第113号
毎月１回１日発行

編集人　　松　浦　利　尚
発行人　　堀　　昌　雄
発　行　　日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町　衆議院第二会館
電話　東京03(581)５１１１　内線2222～3

定価200円　（送料別）